

やんばる国立公園 管理運営計画

令和7年8月

九州地方環境事務所
沖縄奄美自然環境事務所

第1章	管理運営計画作成の経緯.....	1
1.	やんばる国立公園の指定及び拡張の経緯.....	1
2.	計画策定の経緯.....	2
3.	管理運営計画策定の目的.....	2
第2章	管理運営計画区の概況.....	3
1.	風致景観及び自然環境の概況.....	5
2.	利用の概況.....	13
3.	関連計画等.....	17
4.	やんばる国立公園の課題.....	22
第3章	ビジョン.....	24
1.	ビジョンの位置づけ.....	24
2.	スローガン.....	24
3.	ビジョン（将来像）.....	24
第4章	管理運営方針.....	25
第5章	風致景観及び自然環境の保全に関する事項.....	27
1.	やんばる国立公園の保全の方針及び取組等.....	27
2.	地域ごとの保全の方針及び活動.....	30
第6章	適正な公園利用の推進に関する事項.....	36
1.	やんばる国立公園の利用の方針及び取組等.....	36
2.	地域ごとの利用の方針及び活動.....	40
3.	地域ルール.....	47
第7章	公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項.....	49
1.	許可、届出等取扱方針.....	49
2.	公園事業取扱方針.....	58
第8章	国立公園関係者の連携体制等に関する事項.....	64
1.	やんばる国立公園の関係者の連携体制等に関する方針及び取組等.....	64
2.	協議会及び部会.....	64
第9章	その他及び参考資料.....	66
1.	活動計画.....	66
2.	計画策定の経緯.....	69
3.	検討会・地域部会の構成員.....	70
4.	主要な関係法令・計画書等一覧.....	74

第1章	やんばる国立公園の指定・拡張の経緯 計画策定の経緯 管理運営計画策定の目的		
第2章	管理運営計画区の概況		
第3章	【スローガン】山のウガン 海のウガン ～人と自然の物語 やんばる～ 将来像① 生物多様性を 守り続ける国 立公園 将来像② 自然と共生し た暮らしや文 化の多様性を 維持継承する 国立公園 将来像③ 生物多様性や 文化多様性を 実感できる国 立公園 将来像④ 地域振興に寄 与する国立公 園 将来像⑤ 多様な人々が 参画・協働す る国立公園		
第4章	管理運営方針 ○生物多様性保全 ○生物多様性に対 する脅威の把握、人為的影響 の低減 ○希少種の保全 ○自然再生・修復 ○普及啓発や環境 教育の推進 ○地域の文化・歴 史・暮らしの尊 重、次世代への 継承支援 ○生態系や生物多 様性への配慮 ○持続可能なライ フスタイルの推 進 ○利用の質の向上 ○生物多様性や文 化多様性の貴重 さ、魅力等を伝 える機会の充実 ○持続可能な自然 観光資源の利用 (周辺地域への 誘導) ○国立公園等のブ ランドを活用し た持続可能な観 光の推進 ○国立公園等のブ ランドを活用し た地場産品の高 付加価値化 ○地域や関係者の 参画・協働を進 めるきめ細やか な体制づくり		
第5章	全域 やんばる国立公園の保全の方針 保全のための各種取組 地域ごと ○脊梁山地の保全の方針と活動 ○慶佐次地域の保全の方針と活動 ○東部沿岸地域の保全の方針と活動 ○辺戸地域の保全の方針と活動 ○塩屋湾周辺地域の保全の方針と活動		
第6章		全域 やんばる国立公園の利用の方針 利用のための各種取組 地域ごと ○脊梁山地の利用の方針と活動 ○慶佐次地域の利用の方針と活動 ○東部沿岸地域の利用の方針と活動 ○辺戸地域の利用の方針と活動 ○塩屋湾周辺地域の利用の方針と活動 地域ルール	
第7章	公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項		
第8章	国立公園関係者の連携体制等に関する事項		連携体制等に関する方針・取組
第9章	その他必要な事項、参考資料		

管理運営計画の構成

第1章 管理運営計画作成の経緯

1. やんばる国立公園の指定及び拡張の経緯

やんばる国立公園は、国内 33 番目の国立公園として、平成 28 年 9 月 15 日に新たに誕生しました。国立公園指定後の平成 28 年 12 月、本国立公園に隣接する米軍北部訓練場の一部約 4,000ha（以下「返還地」という。）が我が国に返還されたことを受け、当該地における自然環境調査が実施されました。その結果、高い林齢の亜熱帯照葉樹林がまとまって存在し、既存の国立公園と一体的な風景型式を有している区域であることが確認されたことから、平成 30 年 6 月に返還地の 9 割に当たる区域を含む約 3,700ha が国立公園に編入され、指定当時 13,622ha であった国立公園の面積は 17,311ha となりました。

国立公園指定に関する主な経緯としては、まず、平成 8 年 4 月の SACO（日本国政府及び米国政府によって設置された沖縄に関する特別行動委員会）中間報告において、米軍の北部訓練場として利用されてきた国頭村と東村にまたがる森林地域の一部の返還が明らかになり、これらの地域の自然環境保全に向けた動きが始まったことが挙げられます。また、平成 15 年 5 月に環境省及び林野庁により共同で設置された「世界自然遺産候補地に関する検討会」において、やんばる地域を含む琉球列島が、知床、小笠原と並んで日本の世界自然遺産推薦候補地の一つに選定され、保護区の設定・拡充が課題とされたことも契機となっています。平成 20 年 3 月には環境省那覇自然環境事務所（現：沖縄奄美自然環境事務所）において「やんばる地域の国立公園に関する基本的な考え方」を取りまとめるとともに、環境省が実施した平成 22 年度の国立公園・国定公園総点検事業においては、我が国を代表する傑出した地域として新規に国立公園の指定を行う候補地に選定されました。このような評価を受け、自然環境に関する情報をさらに収集・分析した結果、我が国を代表する傑出した資質を有する地域として、平成 28 年 9 月 15 日にやんばる国立公園を指定しました。なお、既に指定されていた沖縄海岸国定公園の一部地域が本国立公園に編入されています。

世界自然遺産登録については、平成 28 年 9 月の国立公園指定により国の法律に基づく保全措置が講じられたことを受け、平成 29 年 2 月に「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」世界遺産一覧表記載推薦書をユネスコ世界遺産センターに提出し、その後 IUCN（世界自然保護連合）による「記載延期」が適当との勧告及び推薦書の一旦取り下げを行いました。その後、勧告を踏まえ完全性を担保するために国立公園への返還地の編入及び分断されていた小規模な区域を解消する等の対応を行い、再度、平成 31 年 2 月 1 日に推薦書をユネスコ世界遺産センターに提出した結果、令和 3 年 7 月 26 日、第 44 回世界遺産委員会において世界遺産一覧表に記載することが決定しました。

なお、やんばる国立公園に隣接する米軍北部訓練場における自然環境に関しては、日米両政府が日米合同委員会の下に設置した環境分科委員会等の場を通して緊密な連携体制の下に適切な保全・管理が図られており、今後も取組を継続的に進めていきます。

2. 計画策定の経緯

平成26年7月に作成された「国立公園管理運営計画作成要領」では、国立公園管理運営計画（以下「管理運営計画」という。）は、地域の実情に即した国立公園管理運営業務の一層の徹底を図るとともに、地域の多様な関係者と国立公園の目指すべき姿や将来目標、国立公園の保護と利用の推進すべき方向性について共通認識を持ち、国立公園の管理運営を協働により進めていくことで、国立公園の適正な保護及び利用の推進を図ることを目的として、国立公園ごとまたは国立公園の地域ごとに作成するものとされています。

やんばる国立公園においては、平成30年度より、「やんばる国立公園管理運営計画」（以下「本計画」という。）の策定に向け、各種情報の整理・調査や住民意見交換会の開催等を実施してきました。また、関係行政機関・団体、有識者の参画により、管理運営計画検討会を設置し、令和元年から令和5年3月にかけて5回の検討会を開催するとともに、地域ごとの検討を行う部会を開催し、本計画を策定しました（検討経緯について第9章に掲載）。

3. 管理運営計画策定の目的

本計画は、やんばる国立公園のビジョン（将来像）や管理運営方針等について、地域の多様な関係者と共通認識を持ち、本国立公園の管理運営を地域の関係者との協働により進めていくことで、本国立公園の保護及び適正な利用の推進を図ることを目的として作成しました。

やんばる国立公園には、国、関係自治体、地域住民、民間企業、NPO等関係団体、土地所有者、利用者等、様々な立場の方が関わっています。そのため、本国立公園のビジョン（将来像）の実現のためには、多様な関係者との合意形成とともに、関係者の管理運営への主体的な参画が不可欠です。したがって、本計画は、主に国立公園管理の視点から書かれているものの、本国立公園及び周辺地域に関わる多様な主体の関わりを考慮して策定されました。

なお、やんばる国立公園は、「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」世界自然遺産地域、緩衝地帯及び周辺管理地域を含み、それらの地域では包括的管理計画及び沖縄島北部行動計画のもと、適正な管理に向けた取組が進められています。やんばる国立公園の管理運営にあたっては、世界自然遺産の関連計画・取組と密に連携しながら推進するとともに、自然と共生してきた暮らし・地域の祭事などの文化の多様性にも着目し、国立公園の管理運営を充実させていきます。

第2章 管理運営計画区の概況

1. 管理運営計画区の対象区域及び概況

本計画の対象区域は、やんばる国立公園全域とします（図 2-1）。

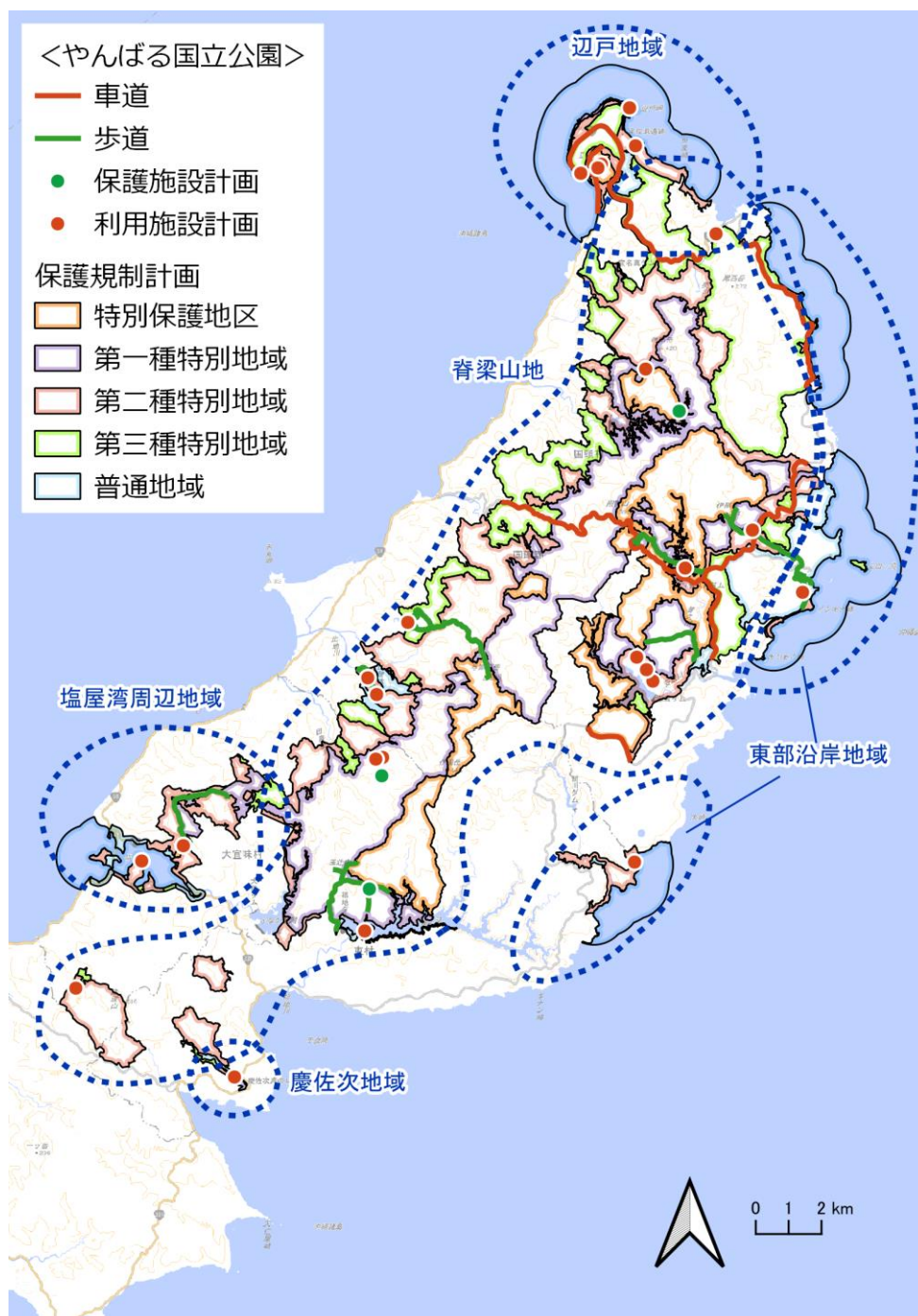


図 2-1 管理運営計画の対象区域

国立公園とは

国立公園は、次の世代も、私たちと同じ感動を味わい楽しむことができるように、すぐれた自然を守り、後世に伝えていくところです。

そのために、国が指定し、保護し、管理する、役割を担っています。

美しい自然は日本の宝

自然と触れあうことにより、私たちは深い感動や安らぎを得ることができます。特に国立公園内は、自然の景観だけではなく、野生の動植物、歴史文化などの魅力に溢れています。更に日本の国立公園の特徴として、森林、農地、集落などの多様な環境が含まれており、ほとんど手つかずで残された自然を堪能できる一方で、自然と人の暮らしが織りなす景勝地で歴史や文化に触れることもできます。

国立公園は、世界にも類のない美しい自然を日本の宝として未来に引き継ぐ役割を担っています。そのため、自然環境を保護・保全する姿勢を忘れずに国立公園を訪れ、四季折々に変化する日本の美しい自然を満喫してください。

日本の国立公園の特徴

狭い国土に大勢の人が住み、昔から土地をさまざまな目的で管理・利用してきた日本では、アメリカやオーストラリアなどのように国立公園の土地すべてを公園専用とすることが難しいです。そのため、日本では、イギリスやイタリアのように、土地の所有に関わらず指定を行う「地域制自然公園制度」が採用されており、国立公園内にも多くの私有地が含まれています。国立公園内に住んでいる人も多く、農林業などの産業も行われていることから、国立公園の管理は、人々の暮らしや産業などとの調整をしながら進められています。保護の面でも利用の面でも多くの利害関係者がいることから、多様な主体の連携による「協働型管理運営」が重要となっています。

風景の保護と生物多様性

自然公園法が主に保護の対象としているものは自然の風景地ですが、人が感じる風景には視覚だけでなく五感で感じるものまで含まれています。自然を包括的に認識することにより自然環境の保全や生物多様性の保全にも大きく寄与しています。

そのうえ国立公園は、区域を指定して自然環境を保全する制度としては日本で最も広い面積を有しており、国土における生物多様性の屋台骨としての役割を担っています。

自然とのふれあい

国立公園は、自然についての知識を深めたり、健康増進やレクリエーションのために自然とふれあうところでもあります。登山、ハイキング、キャンプ、カヌー、シュノーケリング、バードウォッチング、自然観察など自然とのふれあい方も多様です。こうしたアクティビティを多くの人に楽しんでもらえるよう、ビジターセンターや歩道、案内板等の施設の整備をはじめ、自然観察会なども開催しています。

出所：日本の国立公園 (<https://www.env.go.jp/park/about/index.html>) を基に作成

1. 風致景観及び自然環境の概況

① 地形・地質

やんばる地域の地形・地質の概況を表 2-1 に示します。

表 2-1 やんばる地域の地形地質の概況

亜熱帯照葉樹林（非石灰岩地）	やんばる地域の脊梁部では、沖縄島最高峰の与那覇岳(503m)を有し、西銘岳や伊湯岳など明瞭なピークを持たない標高 400m 前後の非石灰岩の山地が、島の中央部に島軸に沿って発達し、脊梁山地をなしています。山地の周辺には標高 200m 以上の丘陵が広がり、山地や丘陵を分断するように小面積の台地・段丘が様々な高度で広範囲に分布しています。降雨による浸食等により、起伏に富んだ山地地形が形成され、これらの地形を東西方向に河川が流れています。低地は少なく、河川の下流のみに分布しています。 脊梁山地を主に形成しているのは白亜系から第三系の千枚岩と砂岩（名護層・嘉陽層）となっています。 この地域で最も広い面積を占めている自然植生は、山地の酸性土壌に発達するスタジイやオキナワウラジロガシなどのブナ科植物で代表される亜熱帯常緑広葉樹林となっています。
カルスト地形（石灰岩地）	やんばる地域のうち辺戸岳一帯、ネクマチヂ岳・塩屋富士一帯の地域には、古期石灰岩が分布しています。辺戸岬には石灰岩の海食崖が形成されており、一気に水深 200m の深さに達しています。 これら古生層石灰岩地域には、自然林のナガミボチョウジーリュウキュウガキ群落などに代表される植生が形成されています。
河口域・海岸・海域	やんばる地域は南北に細長く山がちな地形的理由で、ほとんどの河川は流路延長が短く、上・中・下流域で多様な環境が凝縮して現れています。多くの河川下流域の低地には海岸泥湿地が分布しており、特に慶佐次川河口域等ではマングローブ群落が成立しています。 海岸部は、比較的急崖が多い東海岸と平坦な西海岸で異なった地形を呈しています。海岸部には砂浜が分布し、ウミガメ類の産卵地となっているほか、沿岸部には裾礁が形成されています。

※参考文献：指定書及び公園計画書（環境省, 2020）、土地利用分類基本調査（国土庁, 1989）、平成 18 年度やんばる地域国立公園指定計画策定調査報告書（環境省, 2007）

② 気象条件

やんばる地域の気象条件の概況を表 2-2 に示します。

表 2-2 やんばる地域の気象条件の概況

気候区分	やんばる地域は亜熱帯海洋性気候帯に属することから、年間を通して暖かく、季節風や黒潮の影響で雨が多いことが特徴となっています。そのため、亜熱帯常緑広葉樹林が発達し、比較的標高の高い与那覇岳や伊湯岳周辺では豊富な降水量に恵まれた雲霧林が発達しています。 なお、世界の亜熱帯地域の多くは中緯度乾燥帯に相当し、降水量が少なく乾燥した砂漠や乾燥した草地在広がっていることから、亜熱帯の森は世界的に見ても希少となっています。
降水量・気温	国頭村奥では年間降水量の平年値が 2501.5mm、年平均気温の平年値が 20.7℃となっています。なお、山地では平地に比べて降水量が多く、与那覇岳では、平均 3,000mm 以上となっています（気象庁ホームページ）。やんばる地域は平地の多い沖縄島の他の地域に比べて降水量が多く、沖縄島の水資源の供給地として多くのダムが設置されています。 また、台風が年間平均 7 件程度襲来し、たびたび暴風と豪雨によるかく乱が生じます。

※参考文献：指定書及び公園計画書（環境省, 2020）、

平成 18 年度やんばる地域国立公園指定計画策定調査報告書（環境省, 2007）

③ 野生動植物

琉球列島は、プレートの運動に伴う大陸からの分断による周辺陸域からの隔離と、氷期～間氷期の海面変化による島嶼の陸橋化・細分化という大陸島の形成過程や、多様な経路・過程で到達した動植物によって生物相が構成されていること等を反映して、多くの固有種が集中して分布しています。森林には、オキナワトゲネズミ、ケナガネズミ、ヤンバルクイナ、ノグチゲラ、ホントウアカヒゲ、ヤンバルトカゲモドキ、オキナワイシカワガエル、ヤンバルテナガコガネなどのやんばる地域固有もしくは琉球列島固有など当該地域に特徴的な生き物が生息しているほか、与那覇岳などの一部高標高地では雲霧林が発達し、着生のシダ植物やラン科植物が多く存在しています。また、河川上流から中流の溪流沿いには、熱帯・亜熱帯に特徴的な溪流植物が分布し、さらに当該地域に固有な両生類の産卵・生息環境にもなっています。

スダジイ、オキナワウラジロガシやイスノキなどの広葉樹は、成長して大径化が進むと幹に空洞ができ、さらに年月を経ると樹洞ができますが、これらの環境はノグチゲラやケナガネズミ、ヤンバルテナガコガネ等に利用されています。

本地域に生息・生育する主な希少生物は表 2-3 に示すとおりです。

表 2-3 やんばる地域に生息・生育する主な希少生物

分類	科	種	IUCN レッドリスト ※1	環境省 レッドリスト ※2	沖縄県 レッドデータ ブック ※3	天然記念物※4	種の 保存法※5
哺乳類	ヒナコウモリ科	ヤンバルホオヒゲコウモリ	CR	CR	CR		国内
		リュウキュウテングコウモリ	EN	EN	EN		国内
	ネズミ科	オキナワトゲネズミ	CR	CR	CR	国	国内
		ケナガネズミ	EN	EN	CR	国	国内
鳥類	クイナ科	ヤンバルクイナ	EN	CR	CR	国	国内
	キツツキ科	ノグチゲラ	EN	CR	CR	国特天	国内
	ヒタキ科	ホントウアカヒゲ	NT	EN	EN	国、県	国内
両生類	アカガエル科	リュウキュウアカガエル	EN	NT	VU		
		ハナサキガエル	EN	VU	EN		
		オキナワイシカワガエル	EN	EN	EN	県	国内
		ホルストガエル	EN	EN	EN	県	国内
	ヌマガエル科	ナミエガエル	EN	EN	EN	県	国内
	イモリ科	オキナワイボイモリ	VU	VU	VU	県	国内
爬虫類	イシガメ科	リュウキュウヤマガメ	EN	VU	EN	国	
	トカゲモドキ科	ヤンバルトカゲモドキ	VU	VU	VU	県	国内
昆虫類	コガネムシ科	ヤンバルテナガコガネ	EN	EN	EN	国	国内
	クワガタムシ科	オキナワマルバネクワガタ		VU	VU		国内
陸産貝類	オナジマイマイ科	ヘリトリケマイマイ		CR+EN	CR+EN		国内
植物	ラン科	オキナワセッコク		EN	CR		国内
		クニガミトンボソウ		CR	CR		国内
		キバナシュスラン		CR	EN		国内
		コウシュンシュスラン		CR	EN		国内
		ヤブミョウガラン		CR	CR		国内
		テツオサギソウ		EN	EN		国内
		オオギミラン		EN	EN		国内
		ヒメカクラン		CR	CR		国内
	サトイモ科	オキナワテンナンショウ		CR	CR		国内
	ウマノスズクサ科	オナガサイシン		CR	CR		国内
		ヒナカンアオイ		CR	CR		国内
	キンモウワラビ科	リュウキュウキンモウワラビ		CR	CR		国内
	マメ科	サクヤアカササゲ		CR	CR		国内
	キントラノオ科	ササキカズラ		CR	VU		国内
	ウラボシ科	ハカマウラボシ		CR	CR		国内
	クロウメモドキ科	ヒメクロウメモドキ		CR	CR		国内
	イネ科	イネガヤ		CR	CR		国内

参考文献：指定書及び公園計画書（環境省, 2020）、世界遺産一覧表記載推薦書

※1：IUCNレッドリストのカテゴリーの詳細は、次ページに掲載。

※2：環境省レッドリストのカテゴリーの詳細は、次ページに掲載。

※3：沖縄県レッドデータブックのカテゴリーの詳細は、次ページに掲載。

※4：国特天：国指定特別天然記念物 国：国指定天然記念物 県：県指定天然記念物

※5：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 国内：国内希少野生動植物種

※1 IUCNレッドリストのカテゴリー

CR	深刻な危機 Critically Endangered: 最善の利用出来る証拠が「深刻な危機」の基準 (A-E) のどれかに合致することを示しており、それゆえ野生で極度に高い絶滅のリスクに直面していると考えられる場合、その分類群は「深刻な危機」である。
EN	危機 Endangered: 最善の利用出来る証拠が「危機」の基準 (A-E) のどれかに合致することを示しており、それゆえ野生で非常に高い絶滅のリスクに直面していると考えられる場合、その分類群は「危機」である。
VU	危急 Vulnerable: 最善の利用出来る証拠が「危急」の基準 (A-E) のどれかに合致することを示しており、それゆえ野生で高い絶滅のリスクに直面していると考えられる場合、その分類群は「危急」である。
NT	準絶滅危惧 Near Threatened: 基準に照らして評価したが、「深刻な危機」、「危機」、「危急」のいずれの要件も現段階では満たしていないが、近い将来、これらの絶滅危惧のカテゴリーに合致する、あるいはすると考えられる場合、その分類群は「準絶滅危惧」である。

参考: IUCN. 2022. 2022-2 IUCN Red List of Threatened Species. URL: <https://www.iucnredlist.org/ja>

※2 環境省レッドリストのカテゴリー

CR	絶滅危惧ⅠA類 Critically Endangered: ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。
EN	絶滅危惧ⅠB類 Endangered: ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。
VU	絶滅危惧Ⅱ類 Vulnerable: 絶滅の危険が増大している種。現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のカテゴリーに移行することが確実と考えられるもの。
NT	準絶滅危惧 Near Threatened: 存続基盤が脆弱な種。現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位カテゴリーに移行する要素を有するもの。

※環境省. 2020. レッドリスト 2020-レッドリストのカテゴリー

URL: <https://www.env.go.jp/nature/kisho/hozen/redlist/rank.html>

※3 沖縄県レッドリストのカテゴリー

CR	絶滅危惧ⅠA類 Critically Endangered: 沖縄県では、ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。
EN	絶滅危惧ⅠB類 Endangered: 沖縄県ではⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。
VU	絶滅危惧Ⅱ類 Vulnerable: 沖縄県では絶滅の危機が増大している種。 沖縄県では、現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のランクに移行することが考えられるもの。

※改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物 第3版 沖縄県レッドデータブック カテゴリー定義

URL: <https://www.okinawa-ikimono.com/reddata/viewpoint/index.html>

やんばる地域の植生や動物相の特徴は表 2-4 に示すとおりです。

表 2-4 やんばる地域の植生や動物相の特徴

亜熱帯照葉樹林（非石灰岩地）	国内最大規模の亜熱帯照葉樹林を有し、多くの固有動物及び希少動物の重要な生息地となっています。中でも、オキナワシキミースダジイ群集が全体の約4割を占めており、次いで、ヤブツバキクラス域代償植生の常緑広葉樹二次林のギョクシンカースダジイ群集、常緑針葉樹林二次林のリウキュウマツ群落があります。 伊部岳から西銘岳までの一帯及び伊湯岳から玉辻山の東部地域は、多くが昭和10年代以降伐採されていない自然林となっています。与那覇岳などの一部高標高地は雲霧林となっており、着生のシダ植物やラン科植物が生育しているほか、河川上流から中流にみられる渓流域には、熱帯・亜熱帯に特徴的な溪流植物が生育し、大陸系・北方系の種の保存に重要な場所となっています。また、一部は林業地として広葉樹やリウキュウマツの人工林が広がっています。 これらの森林には、オキナワトゲネズミ、ケナガネズミ、ヤンバルクイナ、ノグチゲラ、ホントウアカヒゲ、ヤンバルトカゲモドキ、オキナワイシカワガエル、ヤンバルテナゴコガネなどのやんばる地域固有もしくは琉球列島固有など当該地域に特徴的な生き物が生息しています。
カルスト地形（石灰岩地）	亜熱帯性地方の石灰岩地に成立する常緑広葉樹林のナガミボチョウジリウキュウガキ群落があり、石灰岩地に特徴的な陸生貝類（ヘリトリケマイマイなど）が生息しています。
河口域・海岸・海域	河口の感潮域等にマングローブ群落があり、汽水性のテッポウエビ類やハゼ類などの魚類も多く、流入河川にはサワガニ類が生息しています。沖縄島で記録されている陸水性魚類は、42科116属173種というデータがあり（東海大学出版会、琉球列島の陸水生物 p.37）、これらの魚類は、生活史の中で河川と海を使う回遊性のものと、一時的に汽水域や淡水域に侵入してくるものがほとんどとなっています。 沿岸部には裾礁が形成されているほか、砂浜はウミガメの産卵地となっており、春から夏にかけて、アカウミガメ、アオウミガメ、タイマイが上陸、産卵します。 辺戸岬では、1月から4月にかけて、南下もしくは北上するザトウクジラを観察できます。

※参考文献：指定書及び公園計画書（環境省, 2020）

④ 伝統文化・文化景観

やんばる地域の伝統文化・文化景観の特徴は表 2-5 に示すとおりです。

表 2-5 やんばる地域の伝統文化・文化景観の特徴

伝統文化・文化景観	琉球王国時代から近年まで、やんばる地域は薪炭や都城の建設・船などの用材となる林産物の生産・供給の場として重要な役割を果たし、昭和に入るまでは海上輸送が主流で、沖縄島中南部との間で「山原船」による交易が盛んに行われていました。現代にも、国頭から首里王府へ重い材木を多人数で運ぶ時の歌が、クンジャンサバクイ（国頭木遣音頭）として伝えられています。また、山には薪炭や琉球藍づくりなどの生業が営まれていた名残として、現在も各所に、炭窯や藍つぼの跡や猪垣が残っています。 やんばる地域の人々の伝統的な暮らしは、周辺の自然と密接に関わっていました。集落前の海で食卓用の魚介類を採取し、川の側には水田があり、背後の山の斜面では段々畑を耕し、猪垣をつくり、さらに奥山では薪や材木を生活の糧にしていました。子供たちは海、川、野山にも出かけ、家の手伝いや木の実などのおやつ、動植物を使った遊びなどもしていました。このように、集落を中心として周囲の海や山と一体となった生活を営んできました。 また、海の彼方には神々のいる理想郷があり、豊穡や災害をもたらすと信じられてきました。琉球王国時代には、神々を迎え、送り出す祭事や農耕儀礼、年中行事を司るノロ制度ができました。その時代に生まれたと思われる行事や芸能は、現在では住民の高齢化や若者の減少による過疎化の波にさらされつつも、簡素化しながら集落の伝統として存続しており、自然環境に根ざした多様な文化が色濃く残っています。集落の邪気を払い豊作・豊漁を祈願するシヌグや海神（ウンジャミ・ウンガミ）祭などの祭祀は集落の伝統として受け継がれ、国頭村安田のシヌグ、大宜味村塩屋湾のウンガミが国指定重要無形民俗文化財に指定されています。 信仰は集落の構造にも影響を与えています。ノロによって迎えられた神々は、山に降り、山から尾根伝いに集落に下りてくるとされたことから、カミヤマ（神の降り立つ山）、カミ道（山から降りてきた神が通る道）、ミヤー（集落の中心にある祭祀等を行う広場）などの信仰空間とともに、前面の海や背後の山と一体的な集落空間（景観）が形成されてきました。海と山に囲まれているやんばる地域の集落では、自然の恵みに感謝しながら営まれる生活文化が今なお残っています。
------------------	---

※参考文献：指定書及び公園計画書（環境省, 2020）、世界遺産一覧表記載推薦書等より作成

⑤ 地域ごとの概況

本計画では、地域の特徴のまとまりを踏まえ、やんばる国立公園を5つの地域に細分し検討を進めました。5つの地域は、非石灰岩地に広がる亜熱帯照葉樹林を有し希少な動植物の主要な生息・生育地となっている脊梁山地、河口干潟やマングローブ群落を有する慶佐次地域、自然海岸、段丘崖、サンゴ礁などを有する東部沿岸地域、海食崖地形やカルスト地形、石灰岩地特有の植生を有する辺戸地域、入り江やカルスト地形、古生層石灰地域域の代表的植生を有する塩屋湾周辺地域です。

各地域の概況は表 2-6 に示す通りです。

表 2-6 各地域の概況

区域（案）	特徴		公園計画		利用等
	地形・地質	植生・植物	規制計画	施設計画	
脊梁山地	溪流、河川、ダム湖、脊梁山地、照首山、与那覇岳、伊部岳	照葉樹林（50～80 年生以上）、照葉樹林（二次林）、リュウキュウマツ林、雲霧林、着生植物、溪流植物、農地	特別保護地区、第 1 種特別地域、第 2 種特別地域、第 3 種特別地域、普通地域	奥園地、辺野喜宿舎、安田園地、辺士名園地、安波園地、安波宿舎、安波野営場、比地園地、比地野営場、田嘉里園地、田嘉里野営場、津波園地、福地園地、普久川園地、山原横断線道路（車道）、安田伊部岳線道路（歩道・再掲）、与那覇岳線道路（歩道）、安波線道路（歩道）、比地大滝線道路（歩道）玉辻山線道路（歩道）、フンガー湖探勝線道路（歩道）	・森林景観、生活の遺構の探勝するための登山 ・動植物の観察 ・集落景観や猪垣など暮らしの遺構等の探勝 ・既存の利用施設を拠点とした、照葉樹林や溪流、ダム湖などにおける自然探勝、川遊び、カヌー体験、キャンプ、動植物の観察等 ・環境教育の場としての利用
慶佐次地域	河口、干潟	マングローブ群落（オヒルギ、ヤエヤマヒルギ、メヒルギ）	第 1 種特別地域、第 2 種特別地域、第 3 種特別地域、普通地域	慶佐次園地	・カヌー、カヤック体験 ・カヤックや木道からの動植物の観察
東部沿岸地域	自然海岸、砂浜、段丘崖、河川、サンゴ礁	海岸植生、照葉樹林、リュウキュウマツ林（人工林）	第 1 種特別地域、第 2 種特別地域、第 3 種特別地域、普通地域	幸地原園地、新川園地、東海岸線道路（車道） 安田伊部岳線道路（歩道）	・カヌー体験 ・海水浴、シュノーケリング、漁業体験等 ・東海岸の展望利用 ・ドライブ
辺戸地域	古生層石灰岩地、カルスト地形、海食崖地形、自然海岸、砂浜	石灰岩地特有の植生（ナガミボチョウジ・リュウキュウガキ群落）、風衝地植生、農地を多く含む	特別保護地区、第 1 種特別地域、第 2 種特別地域、第 3 種特別地域、普通地域	辺戸園地、宇佐浜園地、宜真名園地、宜真博物館展示施設、茅打パンタ園地、奥宜真線道路（車道）、辺戸岳線道路（車道）	・海岸景観を望む景勝地めぐり ・既存の利用施設を拠点とした、カルスト地形、石灰岩地植生などにおける自然探勝 ・釣り ・ドライブ
塩屋湾周辺地域	古生層石灰岩地、カルスト地形、ドリーネ、鍾乳洞、入江、ネクマチヂ岳、塩屋富士	照葉樹林（古生層石灰地域域の代表的植生）、照葉樹林、雲霧林、着生植物、リュウキュウマツ林	特別保護地区、第 1 種特別地域、第 2 種特別地域、第 3 種特別地域、普通地域	六田原園地、塩屋湾園地、ネクマチヂ岳塩屋富士線道路（歩道）	・塩屋湾を眺望するための視点場としての利用 ・カルスト地形、石灰岩地植生などの自然探勝や登山 ・塩屋湾や周辺海域におけるサバニ体験やカヌー体験 ・環境教育の場としての利用

2. 利用の概況

① 観光利用の状況

やんばる国立公園における利用形態は、辺戸岬や比地大滝などの景勝地や観光地めぐり、与那覇岳やネクマチヂ岳などの亜熱帯照葉樹林の散策、東村慶佐次のマングローブや安波ダムなどのダム湖を利用したカヌー体験、川遊び、海水浴や海浜でのキャンプなどが行われています。その他、ヤンバルクイナやノグチゲラなどのやんばる地域の生き物観察を目的とした利用も行われています。各地域の観光利用の概況は前述の表 2-6 のとおりです。

令和元年度観光統計実態調査（沖縄県文化観光スポーツ部）によると、沖縄県の平成 31 年／令和元年（暦年）の入域観光客数（県外客数＋外国人客数）は 1016.4 万人となり、対前年比 3.2%の増加で過去最高の入域観光客数となりました。その後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響などに伴い利用者数が一時的に減少しましたが、令和 4 年度の沖縄県の観光客数は 677.5 万人に回復し、県外客のやんばるへの訪問率は 10.9%となりました（沖縄県文化観光スポーツ部「令和 4 年度観光統計実態調査」）。また、沖縄県の令和 5 年（暦年）の入域観光客数（国内＋外国）は 823.5 万人となり、対前年比で 253.8 万人増（44.5%増）と、増加数では令和 4 年に次いで過去 2 番目となりました（沖縄県文化観光スポーツ部「沖縄県入域観光客統計」）。

さらに、「平成 28 年度奄美・琉球世界自然遺産候補地における地域別行動計画及び拠点整備構想の策定業務」におけるアンケート調査結果によると、「県内客：県外客（日本人）」の割合は「52.9%：47.1%」であるため、例えば令和元年度の県内客数は約 52.5 万人と推計されます。このことから、やんばる地域は、県外客や外国人客のみならず、県民にも多く利用されている場所といえます。

主な拠点施設について、その位置を図 2-2 に示すとともに、主な展示物や利用方法、学習・体験の内容を表 2-7 に示しました。



図 2-2 主な拠点施設の位置

表 2-7 拠点施設における主な展示物や利用方法、学習・体験の内容

No.	既存施設名	施設設置者	主な展示物や 利用方法	公園区 域内外	学習・体験の内容	
1	環境省やんばる 世界遺産センタ ーウフギー自 然館（旧やんば る野生生物保護 センター）	環境省	展示物（剥製、音 声、映像含む）、 書籍、講演会、観 察会（センター外 で実施）	外	学 習 の 拠 点	・世界自然遺産やんばるの価値 ・やんばるの自然環境や生きもの ・やんばるの保全対策・調査研究 ・やんばるの文化 ・利用に関するルール・マナー
2	ヤンバルクイナ 生態展示学習施 設	国頭村	ヤンバルクイナの 生体 展示物 解説員による解説	普通		・ヤンバルクイナの生態や保全の 取組
3	東村立山と水の 生活博物館	東村	展示物（はく製や 生態、民具・農具 等含む）	外		・森とかかわってきた暮らし ・やんばるの生きもの ・東村の歴史
4	やんばる国立公 園 大石林山 （沖縄石の文化 博物館）	株式会社南都	県内各地から集め た岩石標本、石製 の民具等の展示な ど	2 特		・やんばるの地域を含む沖縄の地 形、地質
5	ぶながや館（大 保ダム資料館）	北部ダム統合 管理事務所	展示物（生物標本 含む）	外		・大保ダムの成り立ち、機能 ・やんばるの自然の特徴
6	国頭村環境教育 センター やん ばる学びの森	国頭村	宿泊、キャンプ、 展示物、自然散策 路、野外解説板、 ガイドウォーク、 カヌー体験など	2 特	体 験 の 拠 点	・照葉樹林、川沿いの環境 ・森の生きものとその多様性 ・やんばるの森とかかわってきた 暮らし
7	琉球大学与那フ ィールド（演習 林）	琉球大学	学生向けの実習、 一般向けの講演 会、自然観察会、 自然散策路	外		・照葉樹林 ・森の生きもの ・森林に関する調査研究
8	国頭村森林公園	国頭村	キャンプ、自然散 策路、池など（お もちゃ美術館では 木育を目的とした 展示）	外		・照葉樹林 ・森の生きもの
9	比地大滝キャン プ場	国頭村	キャンプ、自然散 策路、野外展示物 （民間ガイドによ る）ガイドツアー など	2 特		・照葉樹林（溪流）、滝 ・森の生きもの
10	やんばる国立公 園 大石林山	株式会社南都	野外解説板、ガイ ドウォーク、自然 散策路、展望施設	2 特		・石灰岩植生 ・カルスト地形 ・拝所や伝説
11	東村ふれあいヒ ルギ公園	東村	自然散策路、野外 解説板、カヌー、 カヤック体験など	外		・マングローブ群落 ・干潟の生きもの ・自然の中で遊ぶ楽しさ
12	奥ヤンバルの里 （奥民具資料 館）	国頭村	宿泊、展示物（民 具等含む）など	外		・奥集落の生業や風習 ・集落景観
13	大宜味村立芭蕉 布会館	大宜味村	展示（製品、映像 含む）、製作工程 の解説、実演、後 継者育成事業など	外		・芭蕉布の歴史、製作工程
14	やんばるの森ビ ジターセンター	大宜味村	展示（360° ドーム シアター、VR な ど）、アクティビ ティ受付、観光案 内など	外		・やんばるの森の生きもの、くら しや文化 ・やんばるの国立公園や人と自然と の共生

② 土地利用

やんばる地域のこれまでの土地利用としては、沖縄の森林資源の供給地として、琉球王国時代から現代まで林業地としての利用がなされたり、集落周辺ではタンカンやパイナップル等栽培のための農地としての利用、沖縄島の生活と産業全体を支える水資源の供給地としてダム用地としての利用がなされています。

やんばる地域の土地利用状況は図 2-3 の通りです。

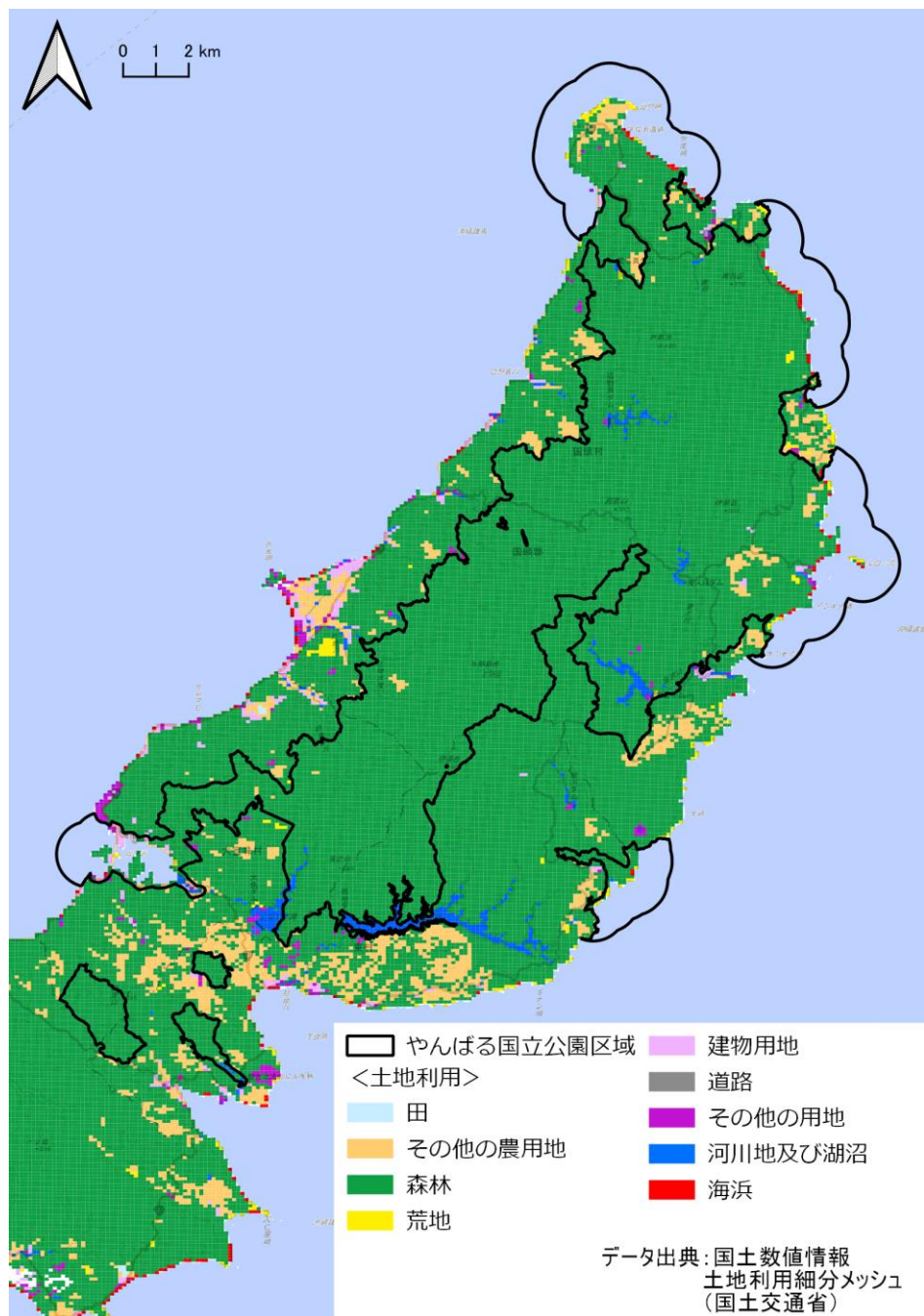


図 2-3 やんばる地域の土地利用状況

3. 関連計画等

関連する計画等と整合を図りながら、本計画を推進していきます。

① 世界自然遺産や生物多様性に関する計画等

平成 28 年 12 月、世界自然遺産への推薦に向け、「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産推薦地 包括的管理計画」及び沖縄島北部行動計画が策定されました。IUCN による勧告及び推薦の一旦取り下げを経て、再推薦に向け、平成 30 年 12 月に包括的管理計画の改定が行われるとともに、概ね毎年、沖縄島北部行動計画の現状に即した見直しが行われています。令和 3 年 7 月に世界遺産に登録された世界自然遺産地域は、図 2-4 の通り、国立公園区域に含まれています。

また、IUCN による来訪者管理計画等に関する勧告を受け、「沖縄島北部における持続的観光マスタープラン」が策定（令和 2 年 2 月策定、令和 6 年 3 月改訂）され、沖縄島北部における持続的観光の基本的考え方が示されるとともに（次頁参照）、「地域住民への持続的観光への理解醸成」「世界自然遺産登録が地域経済の持続的発展・地域社会の課題解決へ寄与する仕組みづくり」「遺産地域や緩衝地帯での適切な来訪者管理の実現」「周辺管理地域を中心とした観光と 3 村周遊への計画的誘導」「持続的観光の推進を担う人材育成や組織（観光協会等）の運営能力・観光管理能力の強化」などの方針が示されています。

沖縄県では、平成 25 年に「生物多様性おきなわ戦略」を策定し、行動計画において世界自然遺産への登録推進が明記され、「やんばる地域の国立公園化に向けた条件整備」や「外来種対策や希少種保護等の取組」を進めることで、世界自然遺産の候補地としてふさわしい地域資源の活用を進めるとされました。

「新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」（令和 4 年、沖縄県）の施策の中に、『世界自然遺産や自然公園の適正管理』があり、「固有性の高い生態系と世界的に見ても生物多様性の保全上重要な地域である沖縄島北部及び西表島の世界自然遺産登録地においては、その普遍的価値を維持できるよう、…自然環境の保全体制の構築及び適正な観光管理に取り組みます」とされています。県土の広域的な方向性において「世界自然遺産登録地にふさわしい沖縄の豊かな自然環境と生物多様性を保全し、持続可能な発展との両立を目指す環境共生型社会の構築を図る」ことや、北部圏域の展開の基本方向として、「世界自然遺産に登録された沖縄島北部地域で、希少種の密猟・盗採防止、ヤンバルクイナのロードキル対策など地域と連携した自然遺産管理や適正な観光管理など、環境保全と持続的な利活用の両立を図る取組を推進」などと示されています。

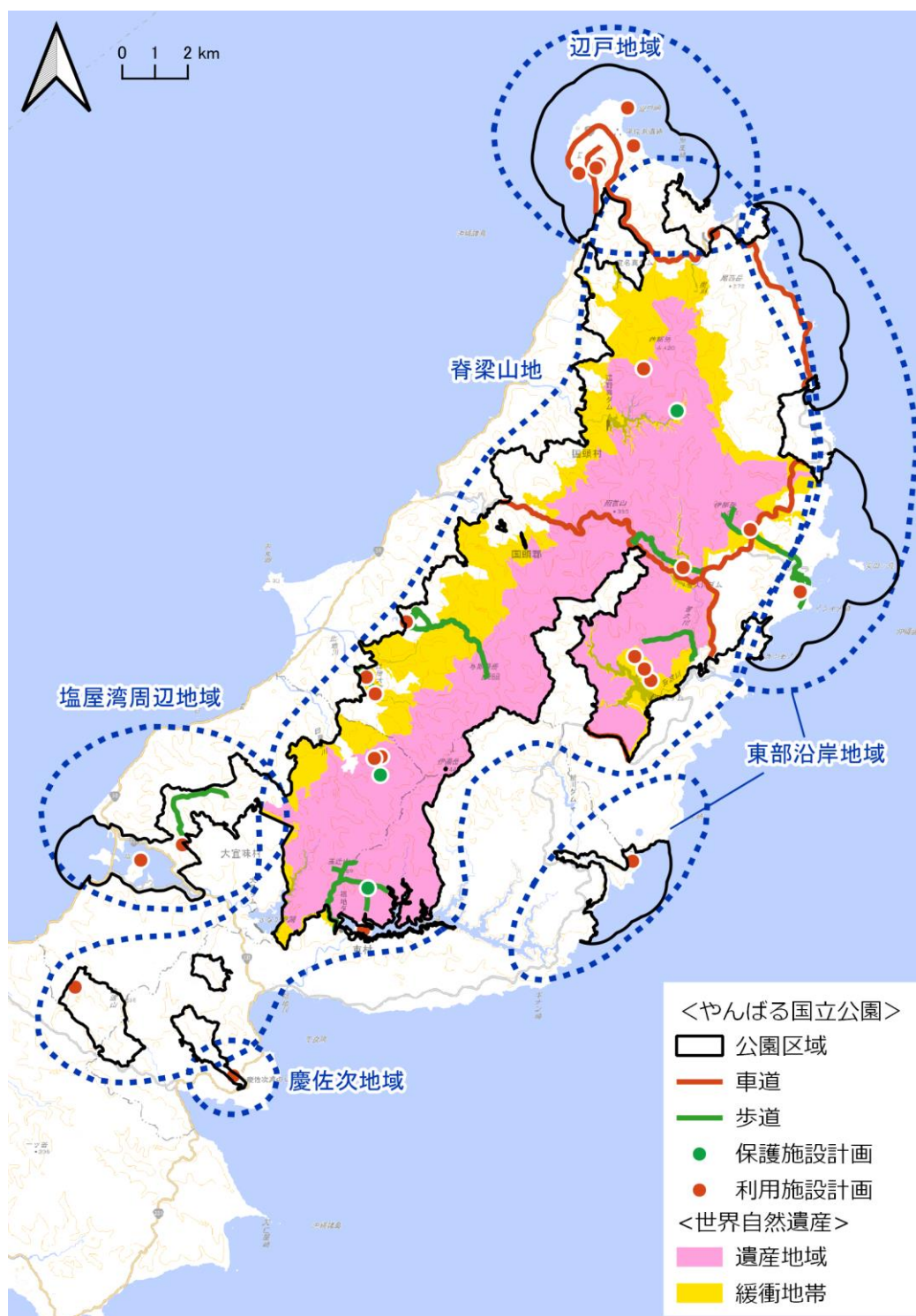


図 2-4 やんばる国立公園の公園区域と世界自然遺産地域

沖縄島北部における持続的観光の基本的考え方

基本的考え方

<その１：来訪者の周辺管理地域への誘導と受入体制の強化>

沖縄島北部の世界自然遺産登録後も、脆弱な自然環境を有する遺産地域を将来にわたり保全していくため、遺産地域及び緩衝地帯への来訪者の入込みは最小限に留めることとし、周辺管理地域へと来訪者を誘導する。また、周辺管理地域において、来訪者が質の高い体験や十分な情報を得られるよう、人材の育成を進めるとともに、沖縄島北部の自然や生物多様性、文化を体験できる施設の整備を含め、受入体制を強化する。

<その２：遺産地域及び緩衝地帯における観光利用の影響最小化>

遺産地域においては、フィールド利用時の登録・認定ガイド同伴など、適正利用に向けたルールを設定し、来訪者の入込みを抑制しつつ、より深い自然体験を促進するための受入体制を整える。緩衝地帯においては、登録・認定ガイド同伴のもと一定量の自然体験型観光を受入れ、地域固有の自然や生物多様性の豊かさに触れる機会を提供する。また、遺産地域の入り口としての利用コントロール機能を確保し、遺産地域を訪れる来訪者に利用ルールや自然環境の価値を周知する。さらに、遺産地域及び緩衝地帯のいずれにおいても、適切な自然体験型観光が実施されているかを継続的にモニタリングし、必要に応じて適切なコントロールを実施する。

<その３：持続的観光を地域の持続的発展へ活用>

世界遺産登録を契機とした来訪者の増加を沖縄島北部の持続的発展に活かす。人口減少や経済活動の低迷が地域の課題である沖縄島北部において、持続的観光を活用・促進することで、地域内消費の拡大や雇用創出を通じて、観光業のみならず、飲食・小売業や農林水産業などを含めた様々な地元産業を活性化させる契機とする。

出所：沖縄島北部部会（令和２年２月、令和６年３月改訂）沖縄島北部における持続的観光マスタープラン

② 森林・林業関係に関する計画等

やんばる地域の東部に広がる国有林野については、米軍北部訓練場返還地等を対象に、林野庁が平成 29 年に「やんばる森林生態系保護地域」として設定し、平成 31 年 3 月にはやんばる森林生態系保護地域保全管理計画を策定しました。

沖縄県は、やんばるの森林では「環境保全」と「利活用」との調整などが課題であることから、自然環境の保全と環境に配慮した利活用として、持続可能な循環型「林業・林産業」と環境調和型「自然体験活動」を組み合わせた「やんばる型森林業」の構築に取り組んでおり、「やんばる型森林業の推進～環境に配慮した森林利用の構築を目指して～施策方針」（平成 25 年 10 月策定、令和元年 9 月第一次変更）及び「沖縄北部地域森林計画」（令和 5 年 12 月）を策定しました。国頭村では、平成 23 年に、これまでのやんばるの森林地域の利活用の歴史を踏まえ、生物多様性保全、水源涵養機能の維持等公益的な機能を維持するとともに、観光などの新たな利活用の考え方を示した、村独自の「国頭村森林ゾーニング計画」を策定しました。

③ 景観形成に関する計画等

やんばる地域の景観資源の保全や景観形成に関する取組として、沖縄県では、「沖縄県景観形成条例」（平成 6 年）、「沖縄県景観形成ガイドライン」（平成 22 年）を作成し、一層の景観施策の総合的な推進を図るため「沖縄景観形成基本計画」（平成 23 年）を策定しました。これらの動きを受け、国頭村においては「国頭村景観計画」（平成 30 年 3 月）や「国頭村景観形成ガイドライン」（平成 31 年 3 月）が策定されています。

④ 観光に関する計画等

沖縄県は、令和 4 年 7 月「第 6 次沖縄県観光振興基本計画」を策定し、その基本施策では「SDGs に適応した観光地マネジメント」「サステナブルツーリズムの推進」「レスポンスブルツーリズムの推進」などのキーワードがあり、「自然を活用したツーリズムの推進」においては「世界自然遺産や国立公園を生かしたエコツーリズムの方向性は…地域の資源と触れあう体験型観光やエデュケーショナルツーリズムなど、…多彩で付加価値の高い沖縄観光の実現を支える多様なツーリズムを推進する」とされています。また、北部県域の施策の方向性として、「自然保護を前提にする持続的発展のフロンティアとなる可能性を秘めており、…地域資源を生かし、貴重な動植物が生息・生育する自然環境…や、芭蕉布などの伝統文化等の保全と活用との調和を図り、持続可能な地域を形成する」や、「特に、世界自然遺産に登録された地域を有する国頭村、大宜味村、東村では、ガイド制度の普及や観光客の入域管理など、持続可能な観光受入体制の構築に取り組むとともに、やんばるの森を活用した観光拠点の形成や 星空ツーリズム、ダムツーリズム、グランピング、ワーケーションなど 滞在型観光を推進する」とされています。

また、3 村が構成員となっているやんばる 3 村世界自然遺産協議会では、やんばるの

森を安全に楽しむために必要な注意点や、観光客の皆様に守ってほしいルールを盛り込んだ「やんばる3村ルールブック」を作成するとともに、平成30年に「やんばる森林ツーリズム推進全体構想」を策定しました。この全体構想では、保全の原則として「自然環境」、「地域社会」、「安全性」という3つの観点から、森林ツーリズムを通して、森の恵みと、地域固有の自然・文化の価値を広く共有することが3村共通の基本理念として謳われています。

4. やんばる国立公園の課題

やんばる国立公園の課題は表 2-8 に示す通りです。

表 2-8 やんばる国立公園の課題

分野	課題
生態系の保全	○生物学・生態学的知見に基づく現状把握 適切な生態系管理のためには、科学的調査によるデータや知見の蓄積と、継続的なモニタリングとフィードバックが必要です。一方でこれらの蓄積は限定的であり、継続的な取り組みが求められています。 ○生息環境の保全 本地域は、限られた面積の中に多くの種が生息・生育しており、これらが安定的に存続するためには生息環境の保全が必要です。 ○外来生物の侵入・拡大 本地域にはヤンバルクイナやノグチゲラ等の希少性の高い固有種が多く生息している一方で、それらを捕食するフィリマングースやノイヌ・ノネコといった外来生物による生態系への悪影響が確認されています。また、特定外来生物に指定されているツルヒヨドリや外来ヘビ類等の新たな外来生物の侵入も確認されており、侵入防止及び防除を強化していくことが必要です。 ○希少種への脅威 本地域は県道 2 号線や 70 号線、林内に高密度かつ舗装された林道等によりアクセス性が非常に高いことから、車両の通行によるヤンバルクイナ等のロードキルが発生しており、これらの低減と傷病鳥獣救護体制の維持が必要です。 また、ヤンバルテナガコガネ等の希少種は不法採集の対象となっており、林道や森林内の継続的なパトロールが重要です。また、本地域は限られた面積の中に多くの種が生育しているため、感染症や自然災害によるリスクへの備えが必要です。
国立公園に関する地域住民の理解	やんばる国立公園は指定されてから日が浅いため認知度が低く、それゆえ国立公園の意義や規制内容について十分に認識されているとは言えません。 国立公園の管理は行政のみで成り立つものではなく、関係機関や地域住民との協働で実施されるものであることから、国立公園施策に関する普及啓発と理解の醸成が求められています。
自然体験・インタープリテーション	○フィールドにおける適正利用 本地域は限られた面積の中に多くの希少種が生息・生育することから、自然体験の実施にあたってはこれらに配慮したフィールドの適正利用が重要です。特に特別保護地区及び第 1 種特別地域（世界自然遺産地域等）等については厳正な管理が必要であり、これらの自然体験のフィールドの管理及びそれと連動したガイド制度の構築・人材育成が必要となっています。

分野	課題
	○自然体験におけるマナー向上 自然体験を伴う利用等（キャンプや釣り、ツーリングなど）において、ゴミの放置・不法投棄や騒音などが問題になっており、利用者のマナー向上を図る必要があります。
フィールドにおける観光管理	国立公園の利用者数が増加した場合、登山道のオーバーユース、登山道脇の植生の踏み荒らし、登山道でない場所の利用、ロードキルの増加、山岳遭難や事故の増加、混雑等の影響が出てくることが懸念されます。また、フィールドにおいて、休憩場所やトイレ、駐車場、登山道等の施設整備や補修・修復、利用者のニーズに合った情報発信やルール の周知等も進める必要があります。このような、フィールドにおける観光管理を推進するとともに、観光利用を受け入れる体制づくりなども今後の課題となります。
地域振興	やんばる地域では、人口減少や経済活動の低迷が地域共通の課題となっています。 国立公園指定や世界自然遺産登録を契機に、やんばる地域の持続的な発展に向け、地域振興や核となる人材の育成を進めていくことが求められます。そのため、世界的にも貴重なやんばる国立公園の自然資源を保全しながら活用する持続可能な観光を進めるとともに、「国立公園」や「世界自然遺産」というブランド力を活用し、地場産品の販売促進や商品価値向上、新たな商品開発、滞在体験の魅力向上等により、地域経済を活性化させていく必要があります。

第3章 ビジョン

1. ビジョンの位置づけ

やんばる国立公園のテーマである「亜熱帯の森やんばるー多様な生命（いのち）育む山と人々の営みー」や地域の概況を踏まえ、やんばる国立公園の管理運営において目指すべき将来像を関係者で共有するため、スローガン及び長期的なビジョン（将来像）を設定します。

2. スローガン

山のウガン 海のウガン ～人と自然の物語 やんばる～

生物多様性豊かなやんばる地域の自然環境は、地域の人々の暮らしや文化と密接な関わりを持ちつつ、守られてきました。地域の人々がウガン（御願）を行い、自然からの恵みに感謝する祈りを捧げるとともに、その自然環境を利用しながら守ってきたことで、現在も貴重な生物多様性が残されています。今後も、このような自然に対する「ちゅらぐる、やんばるぐる（美ら心、山原心）」を大切に、やんばる国立公園の管理運営を行います。

3. ビジョン（将来像）

■将来像① 生物多様性を守り続ける国立公園

国内最大級の亜熱帯照葉樹林である「やんばるの森」の豊かな生態系と、顕著な普遍的価値を有する世界で唯一の希少な動植物をはじめとする生物多様性が将来にわたって守られている。

■将来像② 自然と共生した暮らしや文化の多様性を維持継承する国立公園

豊作・豊漁を祈願するシヌグや海神（ウンガミ、ウンジャミ）祭などの祭祀をはじめとする集落の伝統、自然を活用する地域の営みや暮らし、文化が継承されている。

■将来像③ 生物多様性や文化多様性を実感できる国立公園

自然観光資源を活用した体験により、やんばる地域の生物多様性や文化多様性の豊かさを実感できる。

■将来像④ 地域振興に寄与する国立公園

国立公園や世界自然遺産のブランド力を活かしながら、地域の自然環境や暮らし、文化に配慮した持続的な利活用の推進、地場製品の販売促進や商品価値向上等が図られ、地域が望ましい形で賑わい活性化している。

■将来像⑤ 多様な人々が参画・協働する国立公園

国、関係自治体、地域住民、民間企業、NGO 等関係団体、土地所有者、利用者等の多様な関係者が公園づくりに参画し、地域の関係者との協働による管理運営が行われている。

第4章 管理運営方針

やんばる国立公園のビジョン（将来像）に対応するように、管理運営方針をそれぞれ設定します。

将来像	管理運営方針
① 生物多様性を守り続ける国立公園	- i 生物多様性保全上極めて重要な特別保護地区及び第1種特別地域（世界自然遺産地域等）の厳正な保護を図り、生物多様性を保全する。 - ii 生物多様性に影響を与える脅威（不法採集、外来生物の侵入、希少種のロードキル、利用・開発による影響等）の把握に努め、課題を関係者間で共有する。最新技術を積極的に活用してモニタリングを継続するとともに、科学的データを踏まえた上で、人為的な影響を低減し、改善するための取組を協働・連携して推進する。 - iii 希少な動植物の絶滅が危惧される場合、科学的データを踏まえた保全措置を講じる。 - iv 照葉樹林や河川生態系などの劣化が生じている場合には、劣化要因の除去を進めるとともに、再生・修復に努める。 - v 生物多様性の価値や重要性に関する普及啓発や環境教育を推進することで、子どもたちを含む地域住民の意識醸成を図る。
② 自然と共生した暮らしや文化の多様性を維持継承する国立公園	- i 国立公園の管理運営にあたっては、地域の文化・歴史・暮らしを尊重し、地域社会とともに行う。また、地域の文化・歴史・暮らしの次世代への継承を支援する。 - ii 第一次産業や住民生活においても、可能な範囲で生態系や生物多様性に配慮する。 - iii 地域の持続的発展に寄与するため、地域住民の環境意識改革や持続可能なライフスタイルの推進に貢献する。
③ 生物多様性や文化多様性を実感できる国立公園	- i 自然観光資源を有効に活用した観光メニューを造成するとともに、利用の質の向上を図る。 - ii 生物多様性や文化多様性を実感できるよう、利用者にその貴重さや魅力、重要性を伝える機会を充実させる。 - iii 自然観光資源の利用を持続可能なものとするため、脆弱かつ優れた自然環境が残された世界自然遺産地域（主に特別保護地区及び第1種特別地域）の利用負荷は最小限に留めるよう努める。緩衝地帯（主に第2種特別地域）においては遺産地域への影響に配慮した上で利用と保全の両立を図る。周辺管理地域においては、観光に伴う地域への影響や収容力を勘案した上で多人数の周遊観光の受入を想定し、来訪者が質の高い体験や十分な情報が得られるよう受入体制を強化し、利用と保全の両立を図る。
④ 地域振興に寄与する国立公園	i 国立公園や世界自然遺産のブランドを活用した滞在体験の魅力向上及び持続可能な観光の推進を図る。

	ii 国立公園や世界自然遺産のブランドを活用し、農産物をはじめとする地場産品の高付加価値化及び販売促進につなげることで、国立公園の保護と利用の好循環を目指す。
⑤多様な人々が参画・協働する国立公園	i 地域や関係者の参画・協働を進めるため、幅広い関係者が国立公園の管理運営を自分事と捉えられるように、エリアごとの部会を作るなど、きめ細やかな体制づくりを行う。

第5章 風致景観及び自然環境の保全に関する事項

1. やんばる国立公園の保全の方針及び取組等

(1) やんばる国立公園の保全の方針

やんばる国立公園の保全の方針は、将来像①及び将来像②に関する管理運営方針とします。

やんばる国立公園の管理運営方針（一部を再掲）

将来像	管理運営方針
①生物多様性を守り続ける国立公園	- i 生物多様性保全上極めて重要な特別保護地区及び第1種特別地域（世界自然遺産地域等）の厳正な保護を図り、生物多様性を保全する。 - ii 生物多様性に影響を与える脅威（不法採集、外来生物の侵入、希少種のロードキル、利用・開発による影響等）の把握に努め、課題を関係者間で共有する。最新技術を積極的に活用してモニタリングを継続するとともに、科学的データを踏まえた上で、人為的な影響を低減し、改善するための取組を協働・連携して推進する。 - iii 希少な動植物の絶滅が危惧される場合、科学的データを踏まえた保全措置を講じる。 - iv 照葉樹林や河川生態系などの劣化が生じている場合には、劣化要因の除去を進めるとともに、再生・修復に努める。 - v 生物多様性の価値や重要性に関する普及啓発や環境教育を推進することで、子どもたちを含む地域住民の意識醸成を図る。
②自然と共生した暮らしや文化の多様性を維持継承する国立公園	- i 国立公園の管理運営にあたっては、地域の文化・歴史・暮らしを尊重し、地域社会とともに行う。また、地域の文化・歴史・暮らしの次世代への継承を支援する。 - ii 第一次産業や生活についても、可能な範囲で生態系や生物多様性に配慮する。 - iii 地域の持続的発展に寄与するため、地域住民の環境意識改革や持続可能なライフスタイルの推進に貢献する。

(2) 保全のための各種取組

1) 国内希少野生動植物種等の保全

①保護増殖事業の推進

○国内希少野生動植物種のうち、とりわけ絶滅が危惧される種（ヤンバルクイナ、ノグチゲラ、ヤンバルテナガコガネ）については、自然状態で安定的に存続できる状態を目指し、各種の保護増殖事業計画に基づき、多様な主体で連携・協力して各種事業を確実に推進します。

○国内希少野生動植物やその他法令による指定種に関する説明会・研修会等を行い、種指定の最新状況について周知を図ります。

2) 自然環境の維持及び改善

①外来生物への対策

- 野生動物の捕食等により在来の生態系に悪影響を及ぼしているマングースについては、「第3期沖縄島北部地域におけるマングース防除実施計画」に基づいて防除事業を計画的に推進します。
- ノイヌ・ノネコその他の外来ほ乳類や外来へビ類をはじめとした新たな外来種についても、関係機関が連携・協力して、効果的に、捕獲・駆除や侵入予防・防止措置、普及啓発活動を実施します。
- ツルヒヨドリ等の侵略的な外来生物については、地域内外との幅広い連携により、効果的・戦略的・継続的に防除作業を実施します。また、住民参加によるボランティア活動や CSR 活動と協力し、既存パンフレット等を活用して外来生物に関する普及啓発活動を実施します。
- 第一次産業等の住民生活に伴う外来生物の侵入・繁殖が起きないように、外来生物の識別及び正しい駆除方法について、パンフレットや HP、動画等を活用した普及啓発活動や研修会等を実施します。
- すでに公共工事等に伴い侵入・繁殖している外来生物の防除を実施するとともに、今後の工事において侵入・繁殖しないように、工事の発注方法を工夫したり（例：事後モニタリング及び侵入時の駆除義務づけ）、外来種に関する説明会・研修会等を工事関係者に実施します。
- 特に外来生物が侵入しやすいエリア（観光施設内及びその周辺など）や道路等においてライン調査を実施し、侵入時の早期発見及び早期対処に努めます。

②密猟・盗掘（不法採集）への対策

- 密猟・盗掘等の人為的影響により絶滅が危惧される動植物について、国内希少野生動植物種への新規指定及びやんばる国立公園の指定動植物、各条例における種指定や定期的な見直し等を行い、保護規制を強化します。
- 密猟・盗掘の抑止のため、関係機関が連携して巡視を高頻度で実施したり、監視カメラの設置等を行うとともに、必要に応じて、林道等の夜間通行管理を実施することにより、密猟・盗掘等の防止対策を強化します。
- ポスターやチラシ、インターネット、フィールドにおける看板等を活用し、法令の具体的な内容も含め、密猟・盗掘防止に関する普及啓発を実施します。

③人の生活による影響への対策

- 第一次産業や生活に係る行為等により種もしくは個体群の存続に対する大きな影響が懸念される動植物については、関係機関で地元への周知や調整を行います。

3) やんばる国立公園の普及啓発活動

- 自然公園法をはじめとする関係法令の適切な運用のため、地域住民や観光事業者、施設管理者等に対して法令に関する研修会等を実施します。
- 地域住民向けの勉強会やシンポジウム等の開催、広報誌の発行等により、生物多様性や文化多様性の重要性を学び、理解を深めることで、住民一人ひとりの自然環境保全や文化の継承への意識を高めます。
- 本地域の自然環境を将来にわたって保全するため、地域で活動する調査研究者や教育機関と連携しながら、やんばる国立公園を活用した環境教育を推進します。
- 保全・管理を地域住民と協働で進めていくため、地域の催しや自治会等において地域住民との対話の機会をつくり、国立公園等に関する周知を行います。
- やんばる国立公園や世界自然遺産に指定・登録されたことを活かし、地域住民の環境意識を醸成し、持続可能なライフスタイルへの転換を促すため、普及啓発活動を行います。

4) 地域の文化・歴史・暮らしや景観の維持継承

①文化・歴史・暮らしの維持継承

- 祭事や伝統行事の舞台等となる地域の自然も含め、それぞれの地域固有の文化や伝統的知識が次世代に継承されるよう、地域住民による継承活動の推進や意識醸成を図ります。
- 豊かな自然の恵みに感謝してきた伝統文化や行事、風習等を維持するための支援などを通じて、文化・歴史・暮らしを継承します。

②美化・修景の推進

- 公園内における美化を推進するため、巡視の際のゴミ拾い等を継続して行います。
- 必要な場合には、人工物による景観への影響を軽減するため修景を行います。

2. 地域ごとの保全の方針及び活動

やんばる国立公園に指定されている地域の景観特性等により、1. 脊梁山地、2. 慶佐次地域、3. 東部沿岸地域、4. 辺戸地域、5. 塩屋湾周辺地域に分けた上で、保全すべき風致景観及び自然環境、各地域特有の保全の方針、保全に関する活動を示します。

表 5-1 地域ごとの保全すべき風致景観及び自然環境（概要）

地域	保全すべき風致景観及び自然環境
脊梁山地	・ 照葉樹林、雲霧林、着生植物、溪流植物 ・ 希少で固有な動植物（の重要な生息・生育地） ・ 亜熱帯照葉樹林の連続性、溪流環境
慶佐次地域	・ マングローブ群落、その景観 ・ 干潟の水生生物
東部沿岸地域	・ 照葉樹林、溪流植物 ・ 希少で固有な動植物（の重要な生息・生育地） ・ 海岸植生 ・ 自然海岸、ウミガメ類の産卵地 ・ サンゴ礁 ・ 太平洋を望む海の景観
辺戸地域	・ 希少で固有な動植物（の重要な生息・生育地） ・ 石灰岩地特有の植生 ・ カルスト地形、海食崖地形 ・ 辺戸岳の山稜線 ・ 風衝地植生 ・ 自然海岸、ウミガメ類の産卵地 ・ 東シナ海や与論島を望む風景
塩屋湾周辺地域	・ 照葉樹林、雲霧林、着生植物 ・ 古生層石灰岩地域の植生 ・ 塩屋湾の入り江の地形 ・ 干潟の水生生物

(1) 脊梁山地

1) 保全すべき風致景観及び自然環境

脊梁山地には、国内最大級かつ世界的にも数少ない亜熱帯照葉樹林が広がっています。与那覇岳など一部の高標高地には雲霧林が発達し、シダ類やラン科などの着生植物が多く生育しています。河川上流域から中流域の溪流沿いには、熱帯・亜熱帯に特徴的な溪流植物が分布し、両生類や溪流植物が生息・生育しています。このような自然環境は、オキナワトゲネズミやノグチゲラ、オキナワセッコクなど、希少な動植物の重要な生息・生育地となっています。

2) 保全の方針

- 生物多様性保全上極めて重要な特別保護地区及び第1種特別地域（主に世界自然遺産地域）の厳正な保護を図り、生物多様性を保全します。
- 生物多様性に影響を与える脅威（不法採集、外来生物の侵入、希少種のロードキル、利用による影響等）の把握に努め、課題を関係者間で共有します。最新技術を積極的に活用してモニタリングを継続するとともに、科学的データを踏まえた上で、人為的な影響を低減し、改善するための取組を協働・連携して推進します。
- 希少な動植物の絶滅が危惧される場合、科学的データを踏まえた保全措置を講じます。特に、希少種の不法採集やロードキル等の人為的影響を軽減するため、対策を強化します。
- 特に問題になっているマングースやノイヌ・ノネコなど、在来の野生生物や自然環境への影響が懸念される外来生物について、防除及び拡散防止の措置を講じます。
- 照葉樹林や河川生態系などの自然環境の劣化が生じている場合には、劣化要因の除去を進めるとともに、再生・修復に努めます。
- 第一次産業や日常生活に係る行為については生態系や生物多様性に配慮して行うように努めます。

3) 保全に関する活動

- 希少種の不法採集及びロードキルを防止するため、林道の夜間通行管理を行います。
- やんばるの森の景観を維持するため、樹木の病害虫に対する対策を行います。

(2) 慶佐次地域

1) 保全すべき風致景観及び自然環境

慶佐次川の河口には、オヒルギ、ヤエヤマヒルギ、メヒルギからなるマングローブ群落があり、特異な景観が形成されています。干潟にはシオマネキ類やミナミトビハゼなどの水生生物やキアシシギ、シロチドリなどのシギチドリ類が生息しており、干潮時にはこれらの生物を観察できます。

2) 保全の方針

- オヒルギ、ヤエヤマヒルギ、メヒルギからなるマングローブ群落や、シオマネキ類やミナミトビハゼなどの干潟の水生生物、カワセミやシギチドリ類などの野鳥が生息できる自然環境を維持します。
- かつて慶佐次川を賑わせていた渓流域の水生昆虫やテナガエビ類・サワガニ類、下流域のボラ類やテナガエビ類、マングローブ域のイワガニ類やガザミ類、河口海域のクルマエビ類などが豊富に生息するような環境へと改善します。
- 赤土等による慶佐次川の水質悪化の防止に努めます。
- 陸化の進行防止を図るとともに、健全な河川環境を再生します。
- 在来の野生生物や自然環境への影響が懸念される外来生物について、防除及び拡散防止の措置を講じます。
- 農業をはじめとする第一次産業や日常生活において、生態系や生物多様性に配慮するように努めます。
- 人々が河川の自然環境とふれ合い、また適切にこれを利用できる状況へと改善します。

3) 保全に関する活動

- 地域の“レンジャー”として「※慶佐次レンジャー」は、外来種対策や自然環境変化の確認などを行い、慶佐次マングローブ域の保護と適正な利用の推進を担います。
- 「慶佐次マングローブ観光利用【ガイド・事業者間ルール】」を遵守し、自然環境へ配慮した利用を行います。
- 慶佐次川の水質悪化を防ぐため、公共工事や農業における赤土流出抑制に努めます。
- 慶佐次川自然環境再生事業全体構想に基づき、自然再生に係る取組を推進します。
- 慶佐次川の自然環境を保全するため、住民向けの環境教育活動を行います。

※NP0 法人東村観光推進協議会が任命したやんばる3村世界自然遺産推進協議会による東村認定ガイドの資格を持つ人

(3) 東部沿岸地域

1) 保全すべき風致景観及び自然環境

東部沿岸地域は、西海岸と比較して湾入に富み、段丘崖と砂浜からなる自然海岸と沿岸に広がるサンゴ礁が織りなす海岸景観を呈しています。また、海岸植生が発達するとともに、ジチ浜などの砂浜はウミガメの産卵場所となっています。

照葉樹林や溪流環境などに希少な動植物が生息・生育しているとともに、集落や道路の近くでもヤンバルクイナを見かけることがある地域です。

2) 保全の方針

- 優れた海岸景観を維持するため、自然海岸を保全するとともに、赤土等による海洋汚染の防止に努めます。
- 海岸植生やウミガメ等を保護するため、海岸・海浜の保全を行います。
- ヤンバルクイナ等の希少種のロードキルを発生させないように努めます。
- 在来の野生生物や自然環境への影響が懸念される外来生物について、防除及び拡散防止の措置を講じます。

3) 保全に関する活動

- 海岸や砂浜の景観を維持するため、ゴミ拾い等を行うとともに、ゴミの持ち帰りや不法投棄防止に関する普及啓発を行います。
- 子どもたちと一緒に自然観察を行うなど、住民向けの環境教育活動や保全活動を実施します。
- 野生生物のロードキルが東部沿岸地域で多発していることを踏まえ、道路沿いの草刈りを適切な時期や方法で実施します。

(4) 辺戸地域

1) 保全すべき風致景観及び自然環境

辺戸地域は、辺戸岬や辺戸岳にみられるような石灰岩からなる特異な景観を有し、希少な動植物の生息・生育地である森林が残されています。

辺戸岬は、海食崖と風衝地植生が発達した景勝地であり、東シナ海や与論島を望むことができます。海岸部の崖から内陸部へ続く石灰岩地特有のカルスト地形からなる変化のある優れた海岸景観となっています。また、辺戸岬周辺の海域ではザトウクジラを確認できることに加え、付近の砂浜はウミガメの産卵地となっています。

辺戸岳は、古生層石灰岩地のカルスト地形特有の雄大な景観を有しています。また、石灰岩地特有の植物が生育しており、特に、森林にはナガミボチョウジ・リュウキュウガキ群落が発達しています。

2) 保全の方針

- 海岸景観やカルスト地形等の特異な景観の保全を図ります。
- 石灰岩地などに生息・生育する希少動植物の絶滅が危惧される場合、科学的データを踏まえた保全措置を講じます。
- 海岸植生やウミガメ等を保護するため、海岸・海浜の保全を行います。
- 在来の野生生物や自然環境への影響が懸念される外来生物について、防除及び拡散防止の措置を講じます。

3) 保全に関する活動

- 森林や海岸などの景観を維持するため、ゴミ拾い等を行うとともに、ゴミの持ち帰りや不法投棄防止に関する普及啓発を行います。
- 子どもたちと一緒に自然観察や外来種駆除を行うなど、住民向けの環境教育活動や保全活動を実施します。
- 外来生物の防除手法など、保全に関する情報を共有します。

（５）塩屋湾周辺地域

１）保全すべき風致景観及び自然環境

塩屋湾周辺地域は、塩屋湾の入り江と周囲の照葉樹林やリュウキュウマツ林が一体となり、優れた景観を呈しています。

ネクマチヂ岳や塩屋富士などは、古生層石灰岩のカルスト地形を有し、希少な植物が生育しています。また、河川の上流部には、オキナワイシカワガエルやナミエガエルなどが生息しています。

２）保全の方針

- 塩屋湾の優れた風致景観を維持するため、塩屋湾周辺地域の森林の保全及び湾内の水質保全を図ります。
- 石灰岩地などに生息・生育する希少動植物の絶滅が危惧される場合、科学的データを踏まえた保全措置を講じます。
- 在来野生生物や自然環境への影響が懸念される外来生物について、防除及び拡散防止の措置を講じます。
- 「塩屋湾のウンガミ」をはじめとする伝統行事や文化・歴史を継承・維持します。

３）保全に関する活動

- 塩屋湾の水質悪化を防ぐため、公共工事や農業における赤土流出抑制等に努めます。
- ビーチクリーン活動などの海岸清掃を実施します。
- 子どもたちと一緒にチョウ等の自然観察を行うなど、住民向けの環境教育活動や保全活動を実施します。

第6章 適正な公園利用の推進に関する事項

1. やんばる国立公園の利用の方針及び取組等

(1) やんばる国立公園の利用の方針

やんばる国立公園の利用の方針は、将来像③及び将来像④に関する管理運営方針とします。

やんばる国立公園の管理運営方針（一部を再掲）

将来像	管理運営方針
③生物多様性や文化多様性を実感できる国立公園	i 自然観光資源を適切に活用した観光メニューを造成するとともに、利用の質の向上を図る。 ii 生物多様性や文化多様性を実感できるよう、利用者にその貴重さや魅力、重要性を伝える機会を充実させる。 iii 自然観光資源の利用を持続可能なものとするため、脆弱かつ優れた自然環境が残された世界自然遺産地域（主に特別保護地区及び第1種特別地域）の利用負荷は最小限に留めるよう努める。緩衝地帯（主に第2種特別地域）においては遺産地域への影響に配慮した上で利用と保全の両立を図る。周辺管理地域においては、観光に伴う地域への影響や収容力を勘案した上で多人数の周遊観光の受入を想定し、来訪者が質の高い体験や十分な情報が得られるよう受入体制を強化し、利用と保全の両立を図る。
④地域振興に寄与する国立公園	i 国立公園や世界自然遺産のブランドを活用した滞在体験の魅力向上及び持続可能な観光の推進を図る。 ii 国立公園や世界自然遺産のブランドを活用し、農産物をはじめとする地場産品の高付加価値化及び販売促進につなげることで、国立公園の保護と利用の好循環を目指す。

(2) 利用のための各種取組

1) 利用の質の向上

①滞在体験の魅力向上

○やんばるの森の豊かさや歴史・文化などの自然観光資源を活用した魅力あふれる体験プログラムを造成するなど、世界自然遺産に相応しいやんばるならではの質の高い滞在型観光を推進します。

○やんばるならではの質の高い体験型観光サービスを提供できるガイドを地元で育成するとともに、ガイドと同行する利用を促します。

②利用者への情報発信

○利用拠点施設や利用フィールドに自然解説標識等を設置し、やんばるの森や文化の豊かさを満喫することにつながる情報及び利用上の注意点について発信します。

○利用に関する情報を提供するため、関係機関・関係団体と連携し、利用者が事前に公

園の利用に関する情報を得ることができるようホームページ等を充実させます。

- やんばる国立公園の入口施設といえる「やんばるの森ビジターセンター」及び「東村ふれあいヒルギ公園」等において、やんばる国立公園や周辺の利用拠点施設に関する情報発信を強化します。

2) 利用マナーの向上

①地域ルール of 周知及び見直し

- 観光利用者への地域ルール (P. 45 参照) の周知を行うため、それぞれの関係者ができる方法で情報発信を行います。なお、情報発信にあたっては可能な限り多言語で行います。

- ・ホームページへの掲載
- ・広報誌、小冊子等への掲載
- ・利用最盛期における各種キャンペーンの実施
- ・入口標識における利用ルールの告知
- ・自然公園指導員等によるパトロールの実施
- ・観光利用の拠点施設、宿泊施設やレンタカー事業者等への周知協力の依頼
- ・テレビや新聞など、マスコミを活用した地域ルールの周知

- 地域内外の観光事業者等と連携・協力し、地域ルールの周知をはじめとする利用マナーの向上に資する適切な情報発信を「旅マエ・旅ナカ・旅アト」を意識して行います。

- 地域ルールについて、観光関係者等を対象に、ポスターやチラシの配布、説明会等を実施します。

- 地域ルールに掲載されていない懸念事項 (ドローンの利用、車両の乗り入れ、ペット同伴の登山等) については、随時関係者間で協議し、対応を検討します。

②ガイド利用の推進

- 条例等に基づくガイドの認証制度等を適切に運用し、利用マナーを遵守するガイドが同行する利用を推進することで、利用マナーの向上を図ります。

3) 利用と保全の両立

①利用影響のモニタリング

- 無秩序又は過剰な利用により脆弱な自然環境が損なわれないよう、適切なモニタリング手法の検討・整理を行うとともに、継続的にモニタリングを実施します。

- 利用影響のモニタリング結果に応じて、特定の利用フィールドへの集中を避け、利用分散を図ります。

- 観光事業者を含め、関係者が連携したモニタリング体制を構築します。また、利用している自然資源の状況を事業者自身が把握するため、観光事業者向けのモニタリン

グ方法等に関する研修会を開催します。

②周辺地域への利用誘導

○世界自然遺産地域における観光利用による影響を緩和するため、周辺地域への利用誘導を進めます。

③観光事業者の意識醸成

○利用と保全の両立を図るため、定期的に観光事業者（ガイドや観光施設の管理者、スタッフ等）に対して自然資源の価値並びに保全活動、インタプリテーション等に関する研修会を実施します。特に、観光事業者や利用者一人ひとりが「保全なくして自然資源の活用は成り立たない」ことを理解できるように促します。

4) 安全な利用の推進

○利用者に安全対策の徹底を促し安全な利用を推進するとともに、快適で安全な利用環境を維持するよう努めます。

○関係機関・関係団体間で遭難や事故などに関する情報交換を行い公園全体の情報を共有できるように努めるとともに、安全対策に関する連絡体制を強化します。

○観光事業者（ガイドや観光施設の管理者、スタッフ等）や行政等の関係者向けの安全利用に関する研修会を実施します。例えば、過去の遭難事例や県外の遭難に関する研究についての学習会を行ったり、事故や怪我等の予防・防止策の共有などを行い、安全な利用に関する理解醸成を図ります。

○利用者の経験や技術の水準に即した利用を促すため、主な利用フィールド等について利用の難易度や安全性の観点から整理し、その分類（ランク・カテゴリー等）に応じた管理方法やマナーを設定していくことを検討します。

5) 持続的観光を促進する体制の強化

①関係機関の連携強化

○保全と利用の両立を図る持続的観光を推進するため、関係機関が緊密に連携します。

②持続的観光を担う体制の構築

○持続的観光を担う組織の運営能力や観光管理能力の強化、地域の核となる人材育成を行い、持続的観光を推進する体制を構築します。

○必要に応じ、やんばる地域における保全と利用の両立した持続的観光を推進するための財源を確保する方法について検討します。

6) 国立公園や世界自然遺産のブランド力を活かした地域経済への貢献

- ①国立公園や世界自然遺産ブランドの活用
- 国立公園や世界自然遺産のブランド力を観光ツアーや農産物等の地場産品の商品価値の向上につなげ、地域経済に貢献する仕組みを検討します。

２． 地域ごとの利用の方針及び活動

やんばる国立公園に指定されている地域について、１．脊梁山地、２．慶佐次地域、３．東部沿岸地域、４．辺戸地域、５．塩屋湾周辺地域に分けた上で、その主な利用形態を整理し、各地域の利用の方針、利用に関する活動を示します。

表 6-1 地域ごとの利用形態（概要）

地域	利用形態
脊梁山地	・森林景観、生活の遺構の探勝 ・野生動植物の観察 ・集落景観や猪垣など暮らしの遺構等の探勝 ・既存の利用施設を拠点とした、照葉樹林や溪流、ダム湖などにおける自然探勝、川遊び、カヌー体験、キャンプ等 ・環境教育の場としての利用
慶佐次地域	・カヌー、カヤック体験 ・カヤックや木道からの動植物の観察
東部沿岸地域	・カヌー体験 ・海水浴、シュノーケリング、漁業体験等 ・東海岸の展望利用 ・ドライブ・ツーリング ・キャンプ
辺戸地域	・海岸景観を望む景勝地めぐり ・既存の利用施設を拠点とした、カルスト地形、石灰岩地植生などにおける自然探勝 ・釣り ・ドライブ・ツーリング
塩屋湾周辺地域	・塩屋湾の眺望利用 ・カルスト地形、石灰岩地植生などの自然探勝 ・サバニ体験やカヌー体験 ・環境学習の場としての利用

(1) 脊梁山地

1) 主な利用形態

脊梁山地では、与那覇岳などの亜熱帯照葉樹林や、比地大滝やター滝などの溪流、安波ダムなどのダム湖において、自然探勝や散策、川遊び、カヌー体験などが行われています。ヤンバルクイナやノグチゲラなどのやんばる地域の野生動植物の観察を目的とした利用も行われています。また、炭焼き窯跡や猪垣など暮らしの遺構等の探勝が行われるとともに、やんばる学びの森などでは環境教育の場としての利用も見られます。

2) 利用の方針

- やんばる地域に生息・生育する動植物を観察・学習し生物多様性を実感する機会を提供するとともに、提供する自然体験の質の向上に取り組みます。
- 生物多様性保全上極めて重要な特別保護地区及び第1種特別地域（主に世界自然遺産地域）は希少な動植物の生息・生育地として保護を優先すべき地域であり、多人数による植物の損傷や動物の生息環境の悪化など、様々な問題が生じることがないように、来訪者の入込みを最小限に留めるため、少人数による利用を基本とします。その利用にあたっては、条例等に基づく登録・認定ガイド等が同伴するツアーを推進します。
- 世界自然遺産緩衝地帯となっている第2種特別地域や一部の第3種特別地域は、遺産地域の脆弱な自然環境を将来にわたり保全していくため、来訪者の入り込みは最小限に留めることとし、条例等に基づく登録・認定ガイド同伴のもと一定量の自然体験型観光を受け入れます。
- 世界自然遺産地域や緩衝地帯において、利用影響モニタリング等を継続することで、利用と保全の両立を図ります。
- 多人数の利用者が自然体験を行う機会を提供するため、主に周辺管理地域において、自然体験施設の維持・整備を行います。また、拠点施設において、世界自然遺産地域への来訪者の入り込みを調整する取組や自然環境を損なわないための来訪者への普及啓発を行います。
- 多くの生物が活動する夜間において、野生生物観光等の適正な利用を推進します。野生生物の観察等にあたっては、生物への影響が懸念されない方法を採用することで、生物の保全を前提としつつ、やんばる地域の生物多様性を実感できるような体験を利用者に提供します。

表 6-2 脊梁山地において利用上特に着目する施設等

利用施設等	方針
既に整備されている自然体験の拠点施設	○自然探勝などを楽しむ利用者の利用拠点として、多くの利用者を受け入れられるように施設維持・整備を行います。 ○利用者に情報を提供する拠点として、情報提供機能を充実します。
歩道（登山道を含む）	○やんばるの森の豊かさを体験できるよう、歩道を利用した自然体験を促します。利用によって自然環境が損なわれないように適切に管理を行い、亜熱帯照葉樹林の景観や生物多様性を実感できる利用の場とします。
車道（林道を含む）	○やんばるに固有の動植物の生息・生育地であることに配慮しながら運転することを促します。 ○希少種のロードキルが多発したり、密猟・盗採が懸念される場合には、林道の夜間通行管理やロードキル防止重点区間の設定を検討します。 ○車道上やその周辺で眺望等を楽しむ利用が増加する場合には、利用マナーに関する注意喚起を行います。
ダム湖を含む湖	○カヌー、周遊船、散策等により、湖やその周辺の照葉樹林景観や野生動植物の観察を行い、やんばるの森の豊かさを感じられる拠点とします。

3) 利用に関する活動

- 来訪者が「やんばるの森」の豊かさや生物多様性や実感できるよう、質の高い自然体験ツアーを造成します。
- 与那覇岳や伊部岳、長尾橋などへの入込人数の把握を行うとともに、利用影響の有無を把握するための定点モニタリング調査を行います。
- 利用者の経験や技術の水準に即した利用を促すため、主な利用フィールド等について利用の難易度や安全性の観点から整理し、その分類（ランク・カテゴリー等）に応じた管理方法やマナーを設定していくことを検討します。

(2) 慶佐次地域

1) 主な利用形態

慶佐次地域は、慶佐次川におけるカヌー、カヤック体験の利用拠点となっています。また、カヤックや木道からの動植物の観察も行われています。やんばる国立公園の東側の玄関口として、数多くの利用者が訪れています。

2) 利用の方針

- 沖縄島随一のマングローブ群落を実感できるカヌーやカヤックの体験利用を推進します。
- マングローブ群落や慶佐次川に生息・生育する動植物を観察し、学ぶ機会を提供するとともに、提供する自然体験の質の向上に取り組みます。
- 安全な利用及び質の高い体験を提供するため、慶佐次川の体験利用は少人数による利用を基本とします。
- 本地域の自然資源を多人数の利用者が体験する機会を提供するため、自然体験の受入れ可能な施設である歩道等の維持・整備を行います。
- 慶佐次地域の過剰な利用を避けるため、利用状況調査やモニタリング等を実施し、適正な観光管理のあり方について検討します。また、慶佐次地域を訪れる利用者を周辺地域へ誘導するため、やんばる国立公園の利用マナーや観光情報を提供する拠点として、情報提供機能を充実します。

3) 利用に関する活動

- 「慶佐次マングローブ観光利用【ガイド・事業者間ルール】」を遵守した利用を行います。
- 「慶佐次レンジャー」は、利用者への指導などを行い、慶佐次マングローブ域の保護と適正な利用の推進を担います。

(3) 東部沿岸地域

1) 主な利用形態

東海岸の自然海岸と沿岸に広がるサンゴ礁が織りなす東部沿岸地域の海岸景観は、雄大かつ亜熱帯の雰囲気を感じることができるため、眺望を楽しんだり、ドライブやツーリング、キャンプなどが行われています。また、海水浴やシュノーケリング、漁業体験、釣りなどの海域の利用が行われており、安田ヶ島周辺などではカヤックによる利用も行われています。

2) 利用の方針

- 亜熱帯の海岸景観を多くの利用者が楽しめるよう、海を眺望するための視点場等の維持・整備を図ります。
- 安全かつ質の高い海域利用を促すため、海域のガイド同伴観光プログラムの利用を推進します。
- 東部海岸地域における適正な利用を推進していくため、地域と連携しながら日常的な海岸管理を行うとともに、海の利用のマナー向上のための啓発活動やルールを遵守した利用を推進します。

3) 利用に関する活動

- マリナクティビティ自主ルール&マナー等を遵守した利用を行います。
- キャンパーや釣り人の利用マナー向上を図るため、看板の設置やパトロール等を実施します。
- 地域住民や野生生物に配慮した走り方をするよう、ドライブやツーリングでの利用者に普及啓発を行います。

(4) 辺戸地域

1) 主な利用形態

沖縄島最北端の岬である辺戸岬では、石灰岩の海食崖、風衝地植生、東シナ海や太平洋などの海岸景観を望むことができ、ドライブやツーリングの目的地として訪れる数多くの利用者が楽しんでいます。また、海岸では釣りの利用がみられます。

辺戸岳においては、カルスト地形や石灰岩地植生などの自然探勝が行われています。

2) 利用の方針

○利用者が独特な海岸景観や石灰岩地を十分に満喫するため、園路や案内標識等の維持・改善を図ります。

○辺戸岬はドライブ等で訪れる利用者が多いため、休憩施設等の機能強化を図ります。

○やんばる国立公園の利用マナーや国立公園全域の観光情報を提供する拠点として、情報提供機能を充実します。

○集落景観や猪垣などの文化資源を活用した利用を推進します。

3) 利用に関する活動

○マリンアクティビティ自主ルール&マナー等を遵守した利用を行います。

○キャンパーや釣り人の利用マナー向上を図るため、看板の設置やパトロール等を実施します。

○集落景観や猪垣などの文化資源を活用した観光メニューの開発・実施を進めます。

（５）塩屋湾地域

１）主な利用形態

塩屋湾地域は、やんばる国立公園の西側の玄関口として、数多くの利用者が立寄る地域です。やんばる国立公園を代表する景勝地の一つである塩屋湾を眺望するため利用されるとともに、石灰岩の山地であるネクマチヂ岳や塩屋富士などの登山やカルスト地形や石灰岩地植生などの自然探勝が行われています。また、塩屋湾や周辺海域におけるサバニやカヌーの体験利用や、環境学習の場としても利用されています。

２）利用の方針

- 塩屋湾の優れた眺望を利用者が堪能できるようにします。
- やんばるの森の豊かさや生物多様性を実感できるよう、石灰岩地独特の植生やカルスト地形などの自然探勝の場として、利用を推進していきます。
- 塩屋湾のウンガミに代表される伝統文化や史跡などを活かし、適正な観光利用を推進します。
- やんばる国立公園の利用マナーや国立公園全域の観光情報を提供する拠点として、情報提供機能を充実します。

３）利用に関する活動

- 塩屋湾周辺のサイクリングなどでの体験利用を推進します。
- やんばるの森ビジターセンターにおいて、やんばる国立公園の保全と利用に関するパンフレットやチラシ等を配架します。

3. 地域ルール

やんばる国立公園の地域ルールを次のように設定します。この地域ルールは、やんばる地域の既存のルール※をもとに、地域関係者の協議を経て定めた、地域特有の自然環境保全及び適正利用の推進のための自主的なルールです。なお、当ルールは、やんばる国立公園の利用者を対象とします。

※「やんばる3村ルールブック」「やんばる森林ツーリズム 一般利用者向けルール」「国頭村マリンアクティビティ自主ルール&マナー」等

(1) やんばるの生きものはやんばるで楽しむ

- ・生きものを不法に採取したり、持ち帰ったりしないようにしましょう
- ・不法採集につながるため、生きものの生息・生育場所などの位置情報を公開しないようにしましょう

(2) 生きものを大切に

- ・生きものがびっくりしないように適切な距離を保ちましょう
- ・生きものを餌付けしないでください
- ・歩道や登山道から外れて植物を踏まないように気をつけてください
- ・海ではサンゴの持ち帰りやウミガメに影響を与える行為などをしないようにしましょう

(3) このままが一番

- ・外から生きものを持ち込まないようにしましょう
- ・ペットを捨てたり、放し飼いにしないようにしましょう
- ・外からごみを持ちこまず、ごみが出たら持ち帰りましょう

(4) 神聖な場所や住民の暮らしに配慮を

- ・御嶽（うたき）や拝所（うがんじゅ）などの地域の神聖な場所にはじゅうぶん配慮し、むやみな立ち入りはしないようにしましょう
- ・民家や農地などへの立ち入りやのぞき見などはしないでください
- ・住民に迷惑をかけないように行動しましょう
- ・伝統行事などでの無遠慮な見学や写真撮影などは控えましょう

(5) 火に注意

- ・決められた場所以外でたき火をしないようにしましょう
- ・たばこのポイ捨てはしないでください

(6) 自分のことも大切に

- ・天候や海況、危険な場所などの情報を事前に確認しましょう
- ・道に迷わないよう、事前に歩くルートを確認しましょう
- ・ハブやクラゲなどの危険な生きものに気をつけましょう
- ・携帯電話を持って行動しましょう
- ・登山道等に入る前に事前にトイレを済ませましょう

(7) 十分な装備で快適に

- ・装備や服装はフィールド・季節に適したものを着用しましょう
- ・海や水辺でのアクティビティではライフジャケット等を着用しましょう

(8) ゆっくりしずかに運転

- ・法定速度を遵守し、急に飛び出してくる生きものや路上にいる生きものに気をつけましょう
- ・地域住民の安心・安全に配慮して、集落や学校・高齢者施設等の周辺ではスピードを緩め、静かに運転しましょう

第7章 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項

1. 許可、届出等取扱方針

国立公園においては、優れた自然風景を保護するため各種の行為が規制されています。次のような行為を行う場合は、公園計画（保護規制計画）に基づいて指定された地域の種類によって、自然公園法に基づく許可申請又は届出の手続が必要となります。

表 7-1 許可を要する行為

特別保護地区
行為の種類
[1] 特別地域における各種規制行為
[2] 木竹の損傷
[3] 木竹の植栽
[4] 動物（家畜を含む）の放出
[5] 物の集積（貯蔵）
[6] 火入れ、たき火
[7] 植物の採取や損傷、落葉落枝の採取
[8] 木竹以外の植物の植栽又は播種
[9] 動物の捕獲又は殺傷、動物の卵の採取又は損傷
[10] 車馬等の乗り入れ、航空機の着陸
[11] 指定された道路における車馬の使用
特別地域
行為の種類
[1] 工作物（住宅、道路等）の新築、改築、増築
[2] 木竹の伐採
[3] 指定された高山植物等の採取又は損傷
[4] 鉱物や土石の採取
[5] 河川、湖沼の水位・水量の増減
[6] 指定された湖沼への汚水等の排出
[7] 広告物の設置等
[8] 指定された物の集積（貯蔵）
[9] 水面の埋立等
[10] 土地の形状変更、開墾
[11] 指定された木竹以外の植物の植栽又は播種
[12] 指定された動物の捕獲又は殺傷、動物の卵の採取又は損傷
[13] 指定された動物の放出
[14] 屋根、壁面等の色彩の変更
[15] 指定された区域内の立入り

[16]指定された区域への車馬等の乗り入れ、航空機の着陸
[17]指定された道路における車馬の使用

表 7-2 届出を要する行為

普通地域
行為の種類
[1]大規模な工作物の新築、改築、増築
[2]特別地域内の河川、湖沼の水位・水量の増減
[3]広告物の設置等
[4]水面の埋立等
[5]鉱物や土石の採取（海域では※のみ）
[6]土地の形状変更
[7]海底の形状変更（※）
（※）海域公園地区周辺での行為に限る

自然公園法に基づく特別地域及び特別保護地区内における各種行為に関する行為許可申請の処理にあつては、「国立公園の許可、届出取扱要領」（令和 4 年 4 月 1 日環自国発第 22040115 号）第 6 に規定するとおり、自然公園法施行規則第 11 条に規定する許可基準及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」（平成 12 年 8 月 7 日環自計第 171 号・環自国発第 448-1 号。以下「細部解釈」という。）において定める基準の細部解釈のほか、本管理運営計画の許可、届出等取扱方針により判断します。また必要に応じ、第 3 章の方針、及び下記の取扱方針により事業者等を指導するとともに関係機関との調整を図るものとします。

普通地域内の行為に係る措置命令等の処分は、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」（平成 29 年 3 月 28 日付け環自国発第 1703284 号）第 25 の規定に基づき、「国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準について」（平成 29 年 3 月 28 日付け環自国発第 1703283 号）によるほか、主要な展望地からの展望・眺望を著しく妨げる場合や主な風致、景観の保全上著しい支障が生じる場合等、風景を保護するために必要があると認める場合に行います。

表 7-3 許可、届出等取扱方針

行為の種類	取扱方針
全行為共通	＜審査基準＞ ○ 残土処理方法 原則として国立公園区域外に搬出すること。ただし、行為敷地内における敷均しや既存の管理ヤード内での保管等によって風致景観の保護上支障のないよう処理できる場合又は自然公園法に係る許可等を受けた他の行為に使用する場合はこの限りではない。 ○ 修景緑化方法 行為に伴い伐採した支障木は、公園利用者から望見されない位置に整理する等によって風致景観の保護上支障のないよう処理するか、既存の管理ヤード内で保管すること。 緑化に際しては、原則として、本地域に自生する種を用いることとし、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」及び「沖縄県希少野生動植物保護条例」及び「沖縄県対策外来種リスト」に掲載されている外来種は使用しないこと。 ○ 法面処理方法 法面は、原則として緑化することとし、その方法は、「○修景緑化方法」による。ただし、安全確保上やむを得ない場合はこの限りでない。 やむを得ず擁壁を用いる場合は、原則として極力自然石積みとし、交通安全上又は防災上やむを得ない場合においては、自然石を模した表面仕上げとすることも可とする。ただし、主要な展望地、公園事業道路等から望見されない場合はこの限りでない。 ○ その他 特定外来生物をはじめとする侵略的外来種の非意図的侵入につながらないよう、原則として国立公園区域外からの土石の搬入は行わないこととし、使用する機材等についても必要に応じて洗浄する等の対策を行うこと。ただし、以下のいずれかに該当する場合はこの限りでない。 a. 公園区域内から搬出した土砂のみを保管している公園区域外に位置する管理ヤードから持ち込む場合や土石の表面をアスファルト等で覆うなど外来種の侵入・繁殖が見込まれない場合 b. 安全確保上やむを得ない場合であって、外来種の移入対策を行うかつ行為後のモニタリングの実施、モニタリングによって外

行為の種類	取扱方針
	来種の侵入が確認された場合には駆除等の対処を行うもの <配慮を求める事項> ○ 希少な動植物が生息・生育する場所における行為は可能な限り回避し、やむを得ず、希少な動植物の生息・生育する地域で行為を行う場合には、動植物の保全対策を行う等、自然環境への影響を最小限とする措置を講じること。周囲の風致景観、風景に溶け込むよう、立地、形態、色彩等に配慮し、行為の目的を達成するために必要最小限の規模とすること。 ○ 法面等の緑化は、「自然公園における法面緑化指針」（平成 27 年 10 月）を踏まえること。 ○ 公園利用者の多い時期及び場所を避ける等、公園利用者に対する配慮を行うこと。
工作物の新築、改築又は増築 （１）建築物	<審査基準> ア．屋根 ○ 屋根の形状は原則として切妻、寄棟等の勾配屋根（片流れ屋根を除く）とし、半球形、かまぼこ型等曲面屋根でないこと。ただし、住宅をはじめとした地域住民の日常生活の維持のために必要な建築物や農林漁業に必要な建築物等については、この限りではない。 ○ 屋根の色彩は、原則として壁面の色彩と調和した暗灰色、暗緑色、こげ茶色又は黒色系統とすること。ただし、琉球赤瓦、セメント瓦や自然素材（木材、石材等）を用いる場合は素材色も可とする。 イ．壁面 ○ 茶色系、ベージュ色系、クリーム色系、灰色系又は白色系のいずれかの色彩を基調とすること。ただし、自然素材を用いる場合は素材色も可とする。 ○ ガラス面等の反射する素材を多用したものではないこと。 ウ．その他 ○ 申請時にア及びイに適合させることが困難と認められる既存建築物の増改築、主要な展望地から望見されない水平投影面積 15m²以下の小規模な建築物（車庫・倉庫等）の新改増築、学校や灯台等の特殊な用途の建築物及び地域の祭祀で使用する建築物の新改増築等については、ア及びイは適用しない。

行為の種類	取扱方針
	＜配慮を求める事項＞ 屋外に設置される各種照明については、光害防止の観点から上方に光を漏らさない設計や昆虫類の誘因特性の小さい器具を選定する等の対策を行うこと。
(2) 道路(車道)	＜審査基準＞ ア. 線形・勾配 ○ 曲線半径、道路の縦断勾配等は、極力現地形に順応させることなどにより、自然環境に与える影響を必要最小限とする計画であること。 イ. 付帯施設の外部意匠・色彩・材料等 ○ 防護柵は、原則としてガードケーブル又はガードパイプを用いること。ただし、安全確保上やむを得ない場合は、ガードレールも可とする。 ○ ガードケーブル（ケーブル部分を除く）、ガードパイプ及びガードレールの色彩は、原則として背景が森林景観の場合はこげ茶色系統（木製品を用いる場合は素材色も可とする）、海岸景観の場合は白色又は灰色系統とすること。ただし、安全上支障のある場合はこの限りでない。 ○ 道路標識の支柱、橋梁及び橋脚等の色彩は、原則として背景が森林の場合はこげ茶色系統、海岸の場合は灰色系統とすること。 ○ 道路照明の新築は安全確保上やむを得ない場合に限定し、必要最小限のものとする。支柱の色彩は原則として背景が森林の場合はこげ茶色系統、海岸の場合は灰色系統とする。ただし、自然材料を用いる場合は素材色も可とする。 ○ 落石防止柵及び落石防止網の色彩は、支柱等の部分をこげ茶色系統とし、金網部分をこげ茶色系統又は光沢のない灰色系統とすること。 ウ. 構造 ○ 側溝を設ける場合は、皿形側溝や片側勾配側溝、アンダーパスの設置等の動物の移動を妨げないよう対策を講じること。但し、交通安全上又は防災上やむを得ない場合はこの限りでない。 エ. 舗装 ○ 舗装は原則として既存道路と統一した黒色系統又は灰色系統とし、カラー舗装については周囲の風致景観に支障のない色彩とす

行為の種類	取扱方針
	ること。 <配慮を求める事項> ○ 道路照明については、光害防止の観点から安全確保上等必要最低限のものとするとともに、上方に光を漏らさない設計や昆虫類の誘因特性の小さい器具を選定する等の対策を行うこと。
(3) 風力発電	<配慮を求める事項> ○ 「国立・国定公園における風力発電施設設置のあり方に関する基本的考え方(平成16年2月自然環境局)」、「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン(平成25年3月国立公園課)」に基づくものとする。
(4) 太陽光発電	<審査基準> ア. 外部意匠・色彩・材料 ○ パワーコンディショナー等の関連設備やフェンス等の付帯施設は、周辺の景観と調和を図るため、原則としてこげ茶色系統とすること。 ○ 住宅の屋根等に太陽光発電施設を設置する場合又は主要な展望地から望見されない場合は、上記の限りではない。 ○ 太陽光パネルは低反射の素材を用いたものを使用し、色彩は黒色系統とすること。 <配慮を求める事項> ○ 「国立・国定公園内における大規模太陽光発電施設設置のあり方に関する基本的考え方(平成27年2月自然環境局)」、「国立・国定公園内における太陽光発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」(令和4年3月国立公園課)に基づくものとする。 ○ 公園事業道路等から望見される場合は、植栽や色彩をこげ茶色系統とした柵又は塀を設置する等遮蔽する措置をとること。
(5) 砂防・治水・治山施設等	<審査基準> ア. 外部意匠・色彩・材料 ○ 砂防堰堤等の露出部分は、原則として自然石等の自然材料又は化粧型枠等を用い自然石を模した表面仕上げとすること。ただし、主要な展望地から望見されない場合は、この限りではない。 ○ 落石防止柵等は、(2) 道路(車道)に準じた扱いとすること。
(6) 送電鉄塔	<審査基準> ア. 位置・規模

行為の種類	取扱方針
	○ 特別保護地区及び第1種特別地域における、公益上必要な既存施設の建て替え以外の新設にあつては、土地の改変を行わない又は改変する土地の範囲が小規模であり、かつ維持管理において自然環境の改変を伴わないものとする。 イ. 色彩 ○ 背景に溶け込むよう、こげ茶色系統又は灰色系統の色とすること。 ○ ケーブル類は、原則として黒色系統又は茶色系統とすること。ただし、主要な展望地から望見されない場合は、この限りでない。 ＜配慮を求める事項＞ ○ 展望に支障を及ぼしている既存施設については、建て替えに際し、展望に支障がない位置への設置や自然物での遮蔽、地下埋設等を行うこと。 ○ 施設を新築する場合、主要な展望地から望見される立地を避けること。
(7) 電力柱・電話柱・通信施設	＜審査基準＞ ○ 原則としてこげ茶色又は灰色系統とすること。 ＜配慮を求める事項＞ ○ 色彩については、背景色と調和したものとする。 ○ 電柱の本数を最小限とするため、電力線と電話線が同一箇所にある場合は、極力電力線と電話線の共架方式とする等配慮したものとする。 ○ 道路沿いでは山側に設置する、セットバックを取る等、極力展望方向への支障とならない位置を選定すること。 ○ 主要展望地周辺では可能な限り地下埋設等を検討すること。
(8) 自動販売機	＜審査基準＞ ○ 建築物周辺に設置する場合は、既存建築物への付帯とし、屋根の庇内に収める等目立たない配置とすること。また、建築物壁面等の色彩と同系色を使用し、設置する数は必要最小限とすること。 ○ 建築物周辺でない場所に設置する場合は、こげ茶色やベージュ等の茶色系統とする等周辺の風致景観上支障のない色彩を使用すること。既存施設については、建て替えに際し、周辺の風致景観

行為の種類	取扱方針
	上支障のない色彩へ変更すること。 <配慮を求める事項> ○ 空き缶等の回収等について適正な管理が行われること。 ○ 照明については、光害防止の観点からできるだけ光量を抑え、夜間の良好な環境に配慮するほか、省電力を推進すること。
(9) その他の工作物	<審査基準> ○ 昆虫等の捕獲を目的としたトラップの設置は、学術研究その他公益上必要であり、かつ申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成できないと認められる場合に限る。 ※ トラップのうち工作物の新築、改築又は増築に該当するもの（ペグの差し込みや埋め込み、樹木への括り付けなど地面や樹木等に固着しているもの、人間が支えていなくとも自立して同じ場所にとどまるもの又はその構造や目的から一定時間土地に定着させるもの）をいい、具体的には、スクリーン式のライトトラップ、衝突板トラップ、ピットホールトラップ、ベイトトラップ、バナナトラップ、吊り下げ式のライトトラップなどがこれに該当する。
木竹の伐採	<配慮を求める事項> ○ 国有林及び民有林の施業については、「自然公園区域内における森林の施業について」（昭和34年11月9日国発第643号）及び「同（国立公園内の国有林施業に関する協議内容の了解事項）」（昭和48年8月15日環自企第516号）を基本として地域の風致景観に配慮した施業とすること。希少な動物の生息環境となっているような枯損木等の木竹の伐採は、必要最小限度の伐採範囲にとどめること。 ○ 展望施設等の眺望地の通景を確保するための木竹の伐採は、風致景観の維持に支障のない範囲で積極的に行うこと。
水位・水量の増減	<配慮を求める事項> ○ 既存の水利用のための水位・水量の増減については、原則として従前のとおり許可を更新するものとする。ただし、自然環境や風致景観への悪影響が認められた場合は、行為者がモニタリング調査を実施した上で許可内容の変更について検討すること。
鉱物の掘採及び土石の採取	<配慮を求める事項> ○ 湿地、湧水等の水文環境への影響を十分考慮すること。

行為の種類	取扱方針
広告物の設置等 (1) 公園利用に係る標識類(仮設のものを除く)	<審査基準> ○ 本体の色彩は、自然材料の素材色、白色系統又は茶色系統を基調とすること。ただし、法令に基づくものや安全確保上必要なもの等公共性の高いもの等はその限りではない。 <配慮を求める事項> ○ 公園利用に係る標識類のデザイン及び材料等は「自然公園等施設技術指針(最終改訂、環境省)」第3部第7章に準じたものにする。 ○ 設置者を明記し、老朽化、破損した場合は撤去、補修する等適切に管理すること。
(2) 営業広告物	<審査基準> ○ 本体の色彩は、自然材料の素材色、白色系統又は茶色系統を基調とすること。ただし、法令に基づくものや安全確保上必要なもの等公共性の高いもの等はその限りではない。 <配慮を求める事項> ○ 設置者を明記し、老朽化、破損した場合は撤去、補修する等適切に管理すること。 ○ のぼり旗を使用する際は、必要最低限の規模及び数量とすること。 ○ 電柱、電話柱等への掲出又は表示は行わないよう配慮すること。
(3) その他の広告物(仮設を除く。)	<審査基準> ○ 本体の色彩は、自然材料の素材色、白色系統又は茶色系統を基調とすること。ただし、法令に基づくものや安全確保上必要なもの等公共性の高いもの等はその限りではない。 <配慮を求める事項> ○ 広告物等(1)公園利用に係る標識類に準じたものにする。ただし、法令に基づくものや固有種等の保護、安全確保上必要なもの等公共性の高いものはこの限りではない。
植物の採取又は損傷、落葉落枝の採取、動物の捕獲又は殺傷及び動	<指導方針> ○ 申請書には、既知見と申請に係る研究との関連、採取・捕獲物の処分方法、研究成果の公表予定等について具体的に記載すること。

行為の種類	取扱方針
物の卵の捕獲又は損傷	<審査基準> ○ 申請者が研究機関に所属する場合、申請は研究機関の長（関係手続きの権限を持つ上長等も可）から行うこととすること。 ○ 学術研究その他公益を目的とした採取、損傷、捕獲及び殺傷を行う数量については、その目的の範囲内で必要最小限とすること。 <配慮を求める事項> ○ 行為による影響を最小限とするため、可能な限り採取を行う地域を分散させること。また、採取・捕獲等したものについては、標本保管、展示等の有効利用を検討すること。 ○ 動物の捕獲又は殺傷を行う際は、混獲を防止するための措置を十分に講じること。行為を行う際には、必ず許可証の写しを携帯し、許可を受けていることが分かるように担当事務所より貸与される腕章等の着用、罾等への行為者名等の明示等を行うこと。 ○ 学術研究を目的とした採取、又は捕獲等の許可を得て実施した調査研究において、学術論文等を発表した場合は、担当事務所に提出するとともに必要に応じて地域へ成果を還元すること。

2. 公園事業取扱方針

公園事業に関する取扱いは、事業決定の内容、国立公園事業執行等取扱要領（令和4年4月1日環自国発第22040111号）及び第3章の方針によるほか、以下表7-4の取扱方針によるものとします。

表 7-4 公園事業取扱方針

事業の種類	取扱方針
全事業共通	<基本方針> 多様な利用者の快適な公園利用を促進するために、可能な限り案内板や解説板等の多言語対応等を行うこと。 <審査基準> 「表 7-3 許可、届出等取扱方針」の「全行為共通」の<審査基準>

事業の種類	取扱方針
	による。 ＜配慮を求める事項＞ 「表 7-3 許可、届出等取扱方針」の「全行為共通」の＜配慮を求める事項＞による。 ＜管理方針＞ 危険箇所の点検、草刈り、清掃等、定期的な管理を実施する。
1 道路（車道）	＜基本方針＞ 快適な公園利用及び交通の安全を確保するため、現道の改良整備及び防災工事を進めるが、周囲の風致景観と調和するよう留意する。また、公園利用施設等からの眺望に支障を与えないよう留意する。 ＜審査基準＞ 「表 7-3 許可、届出等取扱方針」の「工作物の新築、改築又は増築」中「（2）道路（車道）」の＜審査基準＞と同様とする。 ＜配慮を求める事項＞ ロードキル対策として動物の飛び出し注意を促す標識の設置等を実施する。 「表 7-3 許可、届出等取扱方針」の「工作物の新築、改築又は増築」中「（2）道路（車道）」の＜配慮を求める事項＞と同様とする。 ＜管理方針＞ 見通し確保のための草刈り等の定期的な管理を実施する。
2 道路（歩道）	＜基本方針＞ 人と自然のふれあいを促進し、地域の歴史文化を含めた公園の魅力を実感してもらうことを目的とした歩道を整備するものとし、その整備に当たっては、利用者の安全、雨水等による浸食防止等に配慮する。 ＜審査基準＞ 1）整備に当たっては、線形勾配は現地形の改変量を必要最小限とする。 2）休憩所、展望施設、トイレ等の付帯施設については、「表 7-3 許

事業の種類	取扱方針
	可、届出取扱方針」の「工作物の新築、改築又は増築」中「(1) 建築物」の<審査基準>による。 <配慮を求める事項> 1) 浸食、踏圧等により荒廃が進んでいる箇所については植生復元のための対策を行う。 2) 休憩所、展望施設及びトイレ等の付帯施設については、「表 7-3 許可、届出取扱方針」の「工作物の新築、改築又は増築」中「(1) 建築物」の<配慮を求める事項>による。また、利用状況等を踏まえ、必要最小限のものとし、設置する場合、主要な展望地の眺望に支障を与えないよう留意する。 3) 歩道以外への立入りにより自然環境への影響又は利用者への危険が発生するおそれがある場合、制札、立入禁止柵等を整備する。 4) 展望地においては、標識、案内板等が展望を阻害することのないよう適切な設置とする。 5) 案内板、解説板等については「表 7-3 許可、届出取扱方針」の「広告物の設置等(1) 公園利用に係る標識類(仮設のものを除く)」の<配慮を求める事項>による。 6) 木竹の伐採を行う場合、「表 7-3 許可、届出取扱方針」の「木竹の伐採」の<配慮を求める事項>による。 <管理方針> 1) 自然環境への影響又は利用者への危険が発生するおそれがある場合は、歩道以外へ立ち入らないよう指導する。 2) 設置したくずかご等については、定期的な回収を行うものとし、ごみの投げ捨て防止及び持ち帰りを推進する。なお、くずかご等の設置の際は、ごみの飛散がないよう対策を講じる。 3) 案内標識等が破損又は老朽化した場合は、事業執行者が補修、撤去等の適切な管理を行う。 4) 危険木及び枯損木の処理等、利用者の安全管理を十分図る。 5) 優れた景観が眺望できる主要な展望地については、展望を確保するため、適切な枝払い、抜き切り等の管理を行う。
3 園地	<基本方針> 展望地、河川沿い、樹林地等の各地区の特性に応じた園地の整備及び管理を行い、風景観賞、自然探勝、散策、各種レクリエーション等

事業の種類	取扱方針
	人と自然のふれあいを促進するよう配慮する。 <審査基準> 1) 整備に当たっては、施設の規模は必要最小限とし、周辺の自然と調和した意匠とする。特に展望地においては、標識、案内板等が展望を阻害することのないよう適切な設置とする。 2) 休憩所、展望施設、トイレ等の付帯施設については、「表 7-3 許可、届出取扱方針」の「工作物の新築、改築又は増築」中「(1) 建築物」の<審査基準>による。 <配慮を求める事項> 1) 休憩所、展望施設、トイレ等の付帯施設については、「表 7-3 許可、届出取扱方針」の「工作物の新築、改築又は増築」中「(1) 建築物」の<配慮を求める事項>による。また、利便性及び管理面を考慮し、適切な配置とする。 2) 案内板、解説板等については「表 7-3 許可、届出取扱方針」の「広告物の設置等(1)公園利用に係る標識類(仮設のものを除く)」の<配慮を求める事項>による。 <管理方針> 1) 設置したくずかご等については、定期的な回収を行うものとし、ごみの投げ捨て防止及び持ち帰りを推進する。なお、くずかご等の設置の際は、ごみの飛散がないよう対策を講じる。 2) 危険木及び枯損木の処理等、利用者の安全管理を十分図る。 3) 優れた景観が眺望できる主要な展望地については、展望を確保するため、適切な枝払い、抜き切り等の管理を行う。
4 宿舎	<基本方針> 周辺地域を含めた風景観賞、自然探勝、散策、各種レクリエーション等人と自然のふれあいを促進するための滞在拠点として整備し、施設及びサービスの充実を図る。 <審査基準> 1) 「表 7-3 許可、届出等取扱方針」の「工作物の新築、改築又は増築」中「(1) 建築物」の<審査基準>による。

事業の種類	取扱方針
	2)「表 7-3 許可、届出等取扱方針」の「広告物の設置等」中(2) 営業広告物の<審査基準>及び<配慮を求める事項>による。 <配慮を求める事項> 建築物の高さは、公園利用施設等からの眺望に支障を与えないよう、周辺に存在する既存の施設の高さを超えないものとする(建替える場合も同様)。ただし、建替による新築については既存の階数高さを超えない場合は、この限りでない。
5 野営場	<基本方針> 公園の自然に親しめる滞在拠点として整備し、適切な維持管理を行う。 <審査基準> 休憩所、展望施設、トイレ等の付帯施設は、「表 7-3 許可、届出取扱方針」の「工作物の新築、改築又は増築」中「(1) 建築物」の<審査基準>による。 <配慮を求める事項> 1) 付帯施設からの汚排水については、海域や河川への影響を軽減するため、処理には十分配慮する。 2) 無秩序なテント設営や焚火を防止するための施設の配置を検討するとともに案内・解説施設を充実させる。 3) 案内板、解説板等については「表 7-3 許可、届出取扱方針」の「広告物等(1) 公園利用に係る標識類(仮設のものを除く)」の<配慮を求める事項>による。 4) 休憩所、展望施設、トイレ等の付帯施設は、「表 7-3 許可、届出取扱方針」の「工作物の新築、改築又は増築」中「(1) 建築物」の<配慮を求める事項>による。 <管理方針> 1) 火気の使用については、安全面に十分配慮するよう、利用者へ指導する。 2) 設置したくずかご等については、定期的な回収を行うものとし、ごみの投げ捨て防止及び持ち帰りを推進する。なお、くずかご等の設置の際は、ごみの飛散がないよう対策を講じる。

事業の種類	取扱方針
	3) 危険木及び枯損木の処理等、利用者の安全管理を十分に図る。

第8章 国立公園関係者の連携体制等に関する事項

1. やんばる国立公園の関係者の連携体制等に関する方針及び取組等

(1) やんばる国立公園関係者の連携体制等に関する方針

やんばる国立公園の関係者との連携体制等に関する方針は、将来像⑤に関する管理運営方針とします。

やんばる国立公園の管理運営方針（一部を再掲）

将来像	管理運営方針
⑤多様な人々が参画・協働する国立公園	i 地域や関係者の参画・協働を進めるため、幅広い関係者が国立公園の管理運営を自分事と捉えられるように、エリアごとの部会を作るなど、きめ細やかな体制づくりを行う。

(2) 連携体制等に関する活動

- 安全対策の強化や利用の質を高める管理の実現を目的に、関係者間で相互情報交換を行い公園全体の情報を共有するように努める。
- 地域住民や観光事業者と協働して、公園利用の際の遵守事項、マナー、事故防止等の公園利用者への普及啓発を行うため、連携体制を構築します。必要に応じ、自然公園指導員制度等をやんばる国立公園で運用します。
- 幅広い関係者が国立公園の管理運営を自分事と捉えられるよう、管理運営計画に関するハンドブック等を作成します。

2. 協議会及び部会

本管理運営計画のビジョン・管理運営方針・各種取組等の実現に向け、やんばる国立公園連絡協議会を設置します。また、必要に応じ、協議会の下に作業部会等を設置します。これらの会議体を中心として、やんばる国立公園の管理運営を実施していきます。

(1) やんばる国立公園連絡協議会 構成員

○表 8-1 関係行政機関

行政機関名
林野庁 沖縄森林管理署
環境省 沖縄奄美自然環境事務所
沖縄県 環境部
沖縄県 文化観光スポーツ部
国頭村
大宜味村
東村

○表 8-2 関係団体

団 体 名
一般社団法人 国頭村観光協会
一般社団法人 大宜味村観光協会
NPO 法人 東村観光推進協議会

第9章 その他及び参考資料

1. 活動計画

本計画のビジョンや管理運営方針に基づく保全及び利用の方針・取組等については奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産推薦地包括的管理計画及び沖縄島北部行動計画、やんばる国立公園の滞在体験の魅力向上に向けた基本構想（仮称）、やんばる3村でそれぞれ検討中のエコツーリズム推進全体構想等の関連する計画と連携し、活動していきます。

2. 指定植物リスト

表 9-1 指定植物リスト

和名	科名
ナンカクラン	ヒカゲノカズラ科
ヨウラクヒバ	ヒカゲノカズラ科
リュウキュウヒモラン	ヒカゲノカズラ科
イワヒバ	イワヒバ科
コブラン	ハナヤスリ科
マツサカシダ	イノモトソウ科
ワラビツナギ	ナナバケシダ科
タヌキシダ	オシダ科
オキナワアツイタ	オシダ科
タイワンビロードシダ	ウラボシ科
オキナワスナゴショウ	コショウ科
クニガミサンショウヅル	イラクサ科
タイワンミヤマトベラ	マメ科
タイワンアサマツゲ	ツゲ科
マメヒサカキ	ツバキ科
クニガミヒサカキ	ツバキ科
アマミスミレ	スミレ科
ヤクシマスミレ	スミレ科
オリヅルスミレ	スミレ科
リュウキュウアセビ	ツツジ科
ケラマツツジ	ツツジ科
シナヤマツツジ	ツツジ科
カラタチバナ	サクラソウ科

ヤナギバモクセイ	モクセイ科
オキナワヤブムラサキ	クマツヅラ科
オキナワギク	キク科
コケタンポポ	キク科
タイホクスゲ	カヤツリグサ科
コショウジョウバカマ	ユリ科
オオシロショウジョウバカマ	ユリ科
タイワンショウキラン	ラン科
オキナワチドリ	ラン科
シコウラン	ラン科
タマザキエビネ	ラン科
カツウダケエビネ	ラン科
オナガエビネ	ラン科
アリサンムヨウラン	ラン科
アキザキナギラン	ラン科
ナギラン	ラン科
オオオサラン	ラン科
オキナワイモネヤガラ	ラン科
ツボミヤツシロラン	ラン科
ハルザキヤツシロラン	ラン科
トサカメオトラン	ラン科
ナンバンキンギンソウ	ラン科
クニガミシュスラン	ラン科
ムロトムヨウラン	ラン科
ムラサキムヨウラン	ラン科
オキナワヒメラン	ラン科
フウラン	ラン科
ヤエヤマヒトツボクロ	ラン科
ムカゴサイシン	ラン科
ムカゴサイシンモドキ	ラン科
ウズラバムカゴサイシン	ラン科
ガンゼキラン	ラン科
ヒメトケンラン	ラン科
アコウネッタイル	ラン科
ヤクシマネッタイル	ラン科

アオジクキヌラン	ラン科
カンラン	ラン科

3. 計画策定の経緯

時期	主な内容	
平成 31 年 2 月	自然環境保全と利用のあり方に関する意見交換会（第 1 回）	・やんばる国立公園のいまとこれから～中と外の目で考える～
平成 31 年 2 月	自然環境保全と利用のあり方に関する意見交換会（第 2 回）	・やんばる地域におけるブランディングとランドスケープ
令和元年 11 月	令和元年度やんばる国立公園管理運営計画策定検討会	・検討会設置要綱案について ・本検討会の位置づけ・検討スケジュール等について ・管理運営計画案の検討
令和 3 年 2 月	令和 2 年度地域部会 ・脊梁山地部会 ・慶佐次地域部会	・保全の方針及び各種取り組みについて ・利用の方針及び各種取り組みについて ・地域ルールについて
令和 3 年 3 月	令和 2 年度やんばる国立公園管理運営計画策定検討会	・ビジョン及び管理運営方針について ・保全の方針及び利用の方針について ・地域ルールについて
令和 4 年 1 月	令和 3 年度 第 1 回やんばる国立公園管理運営計画策定検討会	・やんばる国立公園管理運営計画（素案）について ・スローガンについて
令和 4 年 1 月 ～ 2 月	令和 3 年度地域部会 ・脊梁山地部会 ・慶佐次地域部会 ・東部沿岸地域部会 ・辺戸地域部会 ・塩屋湾周辺地域部会	・やんばる国立公園管理運営計画（素案）について ・スローガンについて
令和 4 年 2 月	令和 3 年度 第 2 回やんばる国立公園管理運営計画策定検討会	・やんばる国立公園管理運営計画（素案）について ・スローガンについて
令和 5 年 1 月 ～ 2 月	地域懇談会（説明会） ・辺戸公民館 ・安田公民館 ・旧大宜味小学校体育館 ・国頭村役場会議室 ・慶佐次公民館	・説明：やんばる国立公園や世界自然遺産、やんばる国立公園管理運営計画書（案）について ・意見交換：国立公園ややんばる国立公園管理運営計画（案）について
令和 5 年 3 月	令和 4 年度やんばる国立公園管理運営計画策定検討会	・やんばる国立公園管理運営計画（案）について
令和 6 年 2 月	令和 5 年度やんばる国立公園連絡協議会	・やんばる国立公園管理運営計画（案）について
令和 7 年 1 月	パブリックコメント	—

4. 検討会・地域部会の構成員

(1) やんばる国立公園管理運営計画策定検討会 構成員

○有識者

所 属	役 職	氏 名
東京農工大学	名誉教授	土屋 俊幸
琉球大学博物館（風樹館）	助教	佐々木 健志
沖縄大学地域研究所	特別研究員	当山 昌直
NPO 法人 どうぶつたちの病院沖縄	理事長	長嶺 隆

○関係行政機関

行 政 機 関 名
林野庁 沖縄森林管理署
沖縄県 環境部 自然保護課
国頭村 商工観光課
国頭村 環境保全課
大宜味村 企画観光課
東村 企画観光課

○関係団体

団 体 名
一般社団法人 国頭村観光協会
一般社団法人 大宜味村観光協会
NPO 法人 東村観光推進協議会

○事務局

事 務 所 名
環境省 沖縄奄美自然環境事務所
環境省 沖縄奄美自然環境事務所 やんばる自然保護官事務所

(2) やんばる国立公園管理運営計画策定検討会 各地域部会 構成員

1) 脊梁山地部会

構 成 員
林野庁 沖縄森林管理署
内閣府 沖縄総合事務局 北部ダム統合管理事務所
沖縄県 自然保護課
沖縄県 森林管理課
沖縄県 観光振興課
沖縄県 文化財課 文化財班
国頭村 商工観光課
国頭村 経済課
国頭村 環境保全課
国頭村 教育委員会
大宜味村 企画観光課
大宜味村 産業振興課
大宜味村 教育委員会
東村 企画観光課
東村 農林水産課
東村 教育委員会
一般社団法人 国頭村観光協会
一般社団法人 大宜味村観光協会
NPO 法人 東村観光推進協議会
国頭村森林組合
国頭村観光物産株式会社

事 務 局
環境省 沖縄奄美自然環境事務所
環境省 沖縄奄美自然環境事務所 やんばる自然保護官事務所

2) 慶佐次地域部会

構 成 員
東村 企画観光課
東村 教育委員会
NPO 法人 東村観光推進協議会
慶佐次区

事 務 局
環境省 沖縄奄美自然環境事務所
環境省 沖縄奄美自然環境事務所 やんばる自然保護官事務所

3) 塩屋湾周辺地域部会

構 成 員
大宜味村 企画観光課
大宜味村 教育委員会
一般社団法人 大宜味村観光協会
おおぎみまるとツーリズム協会
饒波区
大宜味区
大兼久区
根路銘区
押川区
上原区
塩屋区
屋古区
田港区
大保区
白浜区
津波区
宮城区

事 務 局
環境省 沖縄奄美自然環境事務所
環境省 沖縄奄美自然環境事務所 やんばる自然保護官事務所

4) 東部沿岸地域部会

構 成 員
国頭村 環境保全課
一般社団法人 国頭村観光協会
国頭漁業協同組合
東村 企画観光課
NPO 法人 東村観光推進協議会
楚洲区
安田区
安波区
高江区

事 務 局
環境省 沖縄奄美自然環境事務所
環境省 沖縄奄美自然環境事務所 やんばる自然保護官事務所

5) 辺戸地域部会

構 成 員
国頭村 環境保全課
一般社団法人 国頭村観光協会
辺戸区
宜名真区
奥区
大石林山（株式会社南都 大石林山事務所）
奥やんばるの里

事 務 局
環境省 沖縄奄美自然環境事務所
環境省 沖縄奄美自然環境事務所 やんばる自然保護官事務所

5. 主要な関係法令・計画書等一覧

主要な関係法令・計画書等一覧
○やんばる国立公園
自然公園法
やんばる国立公園 指定書
やんばる国立公園 公園計画書
○世界自然遺産・生物多様性
奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産推薦地 包括的管理計画
沖縄島北部行動計画
奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産地域 モニタリング計画
沖縄島北部における持続的観光マスタープラン
生物多様性おきなわ戦略
大宜味村地域生物多様性保全計画
○野生生物保護
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）
ヤンバルクイナ保護増殖事業計画
ヤンバルクイナ保護増殖事業 10 ヶ年実施計画
ノグチゲラ保護増殖事業計画
ノグチゲラ保護増殖事業 10 ヶ年実施計画
ヤンバルテナガコガネ保護増殖事業計画
ヤンバルテナガコガネ保護増殖事業 10 ヶ年実施計画
沖縄県希少野生動植物保護条例
東村ノグチゲラ保護条例
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）
国指定やんばる（安田）鳥獣保護区指定計画書
国指定やんばる（安田）鳥獣保護区 やんばる（安田）特別保護地区 指定計画書
国指定やんばる（安波）鳥獣保護区 指定計画書
沖縄県指定大保鳥獣保護区 更新計画書
沖縄県指定西銘岳鳥獣保護区 更新計画書
沖縄県指定西銘岳鳥獣保護区 西銘岳特別保護地区 指定計画書
沖縄県指定佐手鳥獣保護区 更新計画書
沖縄県指定佐手鳥獣保護区 佐手特別保護地区 指定計画書
沖縄県指定与那覇岳鳥獣保護区 更新計画書
沖縄県指定与那覇岳鳥獣保護区 与那覇岳特別保護地区 指定計画書
○外来生物対策
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）

主要な関係法令・計画書等一覧
沖縄島北部地域におけるマングース防除実施計画
沖縄県外来種対策行動計画（ツルヒヨドリ防除計画等の個別計画）
○森林・林業
やんばる森林生態系保護地域保全管理計画
やんばる型森林業の推進～環境に配慮した森林利用の構築を目指して～施策方針
沖縄北部地域森林計画
国頭村森林ゾーニング計画
○景観
沖縄県景観形成条例
沖縄景観形成基本計画
国頭村景観計画
○観光
第6次沖縄県観光振興基本計画
国頭村観光振興基本計画
大宜味村第二次観光振興基本計画
東村第3次観光振興計画
国頭村公認ガイド利用推進条例
伊部岳地区保全利用協定
やんばる森林ツーリズム推進全体構想
大宜味村エコツーリズム推進全体構想
○文化財保護
文化財保護法 ※与那覇岳天然保護区域や慶佐次湾のヒルギ林等は天然記念物
沖縄県文化財保護条例
○自然公園
自然公園における法面緑化指針 解説編
国立公園内におけるトレイルランニング大会等の取扱いについて